

衆第百九回国会 農林水産委員会議録 第六号

(八三)

昭和六十二年八月二十五日(火曜日)
午前十時五分開議

出席委員

委員長 玉沢徳一郎君

理事 近藤 元次君

理事 月原 茂皓君

理事 松田 九郎君

理事 水谷 弘君

理事 石渡 照久君

理事 大石 千八君

理事 太田 誠一君

理事 菊池福治郎君

理事 田邊 國男君

理事 中尾 栄一君

理事 長谷川 峻君

理事 森下 元晴君

理事 柳沢 伯夫君

理事 石橋 忠治君

理事 藤田 スミ君

理事 竹内 猛君

理事 前島 秀行君

理事 玉城 栄一君

理事 吉浦 忠治君

理事 武田 伸君

理事 藤原 房雄君

理事 木下敬之助君

理事 山原健二郎君

理事 加藤 六月君

農林水産大臣

農林水産大臣官

農林水産省構造

農林水産省農業

農林水産省農業

農林水産省農業

農林水産省農業

農林水産省農業

農林水産省農業

農林水産省畜産局長 京谷 昭夫君

農林水産技術会議事務局長 畑中 孝晴君

食糧庁長官 後藤 康夫君

外務大臣官房在公取引委員会事務局長官佐竹 五六君

厚生省生活衛生課長官栗山 明君

農林水産委員會長官谷垣 升君

本城 昇君

厚生省衛生課長官野呂田芳成君

農林水産委員會長官栗山 明君

厚生省衛生課長官山崎平八郎君

農林水産委員會長官田中 恒利君

農林水産委員會長官辻 一彦君

農林水産委員會長官太田 誠一君

農林水産委員會長官森下 元晴君

農林水産委員會長官谷垣 稔一君

農林水産委員會長官保岡 興治君

農林水産委員會長官坂本三十次君

農林水産委員會長官加藤 紘一君

農林水産委員會長官北村 直人君

農林水産委員會長官森下 元晴君

農林水産委員會長官上草 義輝君

農林水産委員會長官谷垣 稔一君

農林水産委員會長官太田 誠一君

農林水産委員會長官佐藤 隆君

農林水産委員會長官阿部 文男君

農林水産委員會長官小坂善太郎君

農林水産委員會長官佐藤 隆君

佐々木良作君
木下敬之助君
同日
石渡 照久君
小坂善太郎君
佐藤 隆君
阿部 文男君
佐々木良作君

辞任

栗山 明君

木下敬之助君

昨年並みもしくはやや下回る見込みなのに對し需要は好調で、日米、日豪間で決めた今年度輸入枠は十七万七千トンだったが、今年度上期と合わせた輸入割り当て量は二十一万四千トンとこれを三万七千トン超過をする、こういうのであります。前年に比べて四六%輸入量増加というのまことに大幅なものであるといふうに私は思うのであります。つまり、日米豪交渉の前にこの増枠を日本側で決める、農林省で決めるということに対し、生産者は戸惑いを感じているようであります。どのような判断と分析でこの方向をお決めになつたのか、大臣からお答えを願いたいのであります。

本の側で決める、農林省で決めるということに対し、生産者は戸惑いを感じているようであります。どのような判断と分析でこの方向をお決めになつたのか、大臣からお答えを願いたいのであります。つまり、日米豪交渉の前にこの増枠を日本側で決める、農林省で決めるということに対し、生産者は戸惑いを感じているようであります。どのような判断と分析でこの方向をお決めになつたのか、大臣からお答えを願いたいのであります。

八月二十日
農業政策の確立に関する請願(魚住汎英君紹介)
(第五二三号)
米の輸入反対等に関する請願(上田哲君紹介)
(第五六二号)
は本委員会に付託された。本日の会議に付した案件
食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八回国会内閣提出、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。○玉沢委員長 これより会議を開きます。
第一百八回国会内閣提出、食糧管理法の一部を改正する法律案に対する審議でありますので、順次これを許します。串原義直君。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。
○串原義直君 本日は食糧管理法の一部を改正する法律案に対する審議であります。その前に一、二伺いたいことがござります。よろしくお願ひいたします。

そこで、まず私は牛肉問題につきまして大臣から御答弁を賜りたいのでありますけれども、農林水産省は十三日、六十二年度下期の牛肉輸入割り当量を決めた。割り当量は前年同期を三万八千トン上回る十二万一千トン、つまり、前年の同期と比べると四六%増加をさせます。国内生産量が

以上のような事情を踏まえまして、需給、価格の安定を図るために、国内自給の不足分を輸入枠として割り当てるとしていたものでございます。日

米、日豪の牛肉交渉を前にしての配慮といつたよ

うなものは一切ございません。

○串原委員 つまり、交渉の前の配慮ではないと
いう答弁があつたわけでございますが、そうであ
ればあるほど、大臣、実は輸入枠増加に対する生
産者側、生産者団体の神経というのはなかなか厳
しいものがあつたことは御承知のとおりであります。
国内生産を高めてまいるためには、輸入枠増
加というは厳しくチェックしてほしいという要
請であつたようと考えるわけであります。

したがつて、いま一度大臣から御答弁願いたい
のであります。そうである生産者側、生産者団
体の意向を踏まえて考えます場合に、今回の大幅
な輸入枠増加、この農林省の姿勢といふものは國
内生産を高めていくということに水を差すことに
なりはしないか。このことを私は強く危惧する
のでございますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 先ほどお答えしたわけでござい
ますが、輸入割り当ては毎年度年二回に分けて國
内需給を見通した上でその不足分を輸入枠として
割り当てるとともに、輸入枠の大宗を畜産振興事
業団が取り扱い、輸入牛肉の販売操作を通じまし
て国産牛肉の価格の安定に努めておるところでござ
ります。

先ほどお答えしましたが、現在牛肉の卸売価
格は堅調に推移しており、事業団は牛肉価格の動
向を見ながら輸入牛肉の売り渡し数量を調整しつ
つ、価格安定を図っているところでございます。
今後とも、国内の牛肉生産の振興に水を差すこと
のないよう十分に配慮し、需給操作を行うことと
していきたいと考えております。

○串原委員 そういたしますと、日米交渉がこれ
から行われるわけであります。この増枠を決め
たことによつて、今後の日米交渉によつてまた枠
があふれる、こういうことはいたしません、こうい
うことと受けとめてよろしくござりますか。

○京谷政府委員 委員御指摘のとおり、豪州及び
アメリカとの間で結んでおります牛肉輸入につい
ての協定が本年度内に終期が到来をいたしまし

て、来年四月以降いかがなものにするかといふこ
とについての交渉が今後に控えておるわけでござ
います。

この交渉がどのような妥結内容になるかにつき
ましては、現在の段階では何とも見通し得ないの
であります。しかし、この交渉に当たりましては先ほど
大臣から申し上げましたとおり、国内生産を基本
としつつ、これで不足するものについて輸入を図
つていくという基本的な考え方のもとでこの交渉
に努力をしていきたいというふうに考えておるわ
けでございます。

○串原委員 したがいまして、私の尋ねております
ことは、国内生産との関連で需要がふえてきた
ということを踏まえて輸入量をふやすことに決め
ました、こういうことです。したがつて、そう
であるならばこの輸入枠をふやしたことが適正だ
というふうに農水省で判断をしたとするならば、
今御答弁の中でも比較的牛肉が高値で推移してい
るのだけれども、国内生産が伸びない。大臣御答
弁のように横ばいはないしは一、二%、前年比こと
しの方が生産量が少ないのではないか、こういう
ことであります。まことにうれしくない方向だと
思つてゐるのです。余り環境が悪いと思われない
にどうして生産量が伸びないのか、私は問題だ
と思う。どうお考えになつておりますか。

○京谷政府委員 交渉に臨む私どもの基本的な考
え方は、ただいま申し上げたとおりでござります
が、具体的に将来の輸入数量をどのように考へ
ているわけであります。いかがですか。

今後の交渉の中でこれ以上ふえるということはな
い、ふやさない、こういうことでなければいけな
いじやないか、こういう判断に立つて私は今伺つ
ておるわけであります。いかがですか。

○京谷政府委員 交渉に臨む私どもの基本的な考
え方は、ただいま申し上げたとおりでござります
が、多くの見通しと、それからこれに対する国内生
産についての見通し確かにかかるところでござ
ります。

○串原委員 明年度のことはきょうはちょっと別
にして、六十二年度の輸入枠の問題を私は伺つて
いるわけですよ。六十二年度の下期の輸入量につ
いてややすことを農林省は決めた。六十二年度下
期の輸入枠の問題について日米で交渉をする、そ
の場合は四六%ふやすことに決めた量以
上に日米交渉の中でふえるということはないでし
ょうね、こういうことを聞いているわけですよ。

○京谷政府委員 六十二年度につきましては今回
本年度の下期の数量、それに年度初めに出してお
ります上期の数量合わせまして二十一万四千トン

という割り当てをした形になつておりますが、こ
の数量については我が方の需給見通しに基づい
て、交渉で決めていくということではなくて我が
方が独自に決めたものでございますが、これを日
米交渉によつてさらに変えることあるべしとい
ふことは、私ども考えておりません。

○串原委員 いま一つ伺つておきますけれども、
今御答弁の中でも比較的牛肉が高値で推移してい
るのだけれども、国内生産が伸びない。大臣御答
弁のように横ばいはないしは一、二%、前年比こと
しの方が生産量が少ないのではないか、こういう
ことであります。まことにうれしくない方向だと
思つてゐるのです。余り環境が悪いと思われない
にどうして生産量が伸びないのか、私は問題だ
と思う。どうお考えになつておりますか。

○京谷政府委員 先ほど大臣から申し上げました
国内生産の状況でござりますが、一つには乳牛か
らの牛肉生産でございますが、これにつきまして
は、御承知のとおり牛乳、乳製品の需給事情を反
映をいたしまして、御案内のとおり計画生産が行
われております。この部門から生産をされる牛
肉の量が制約をされておるという状況が従来から
あるわけでございます。

○京谷政府委員 先ほど来申しております和牛の資源増
大、経営の合理化を図りながら進めていく必要が
あると私どもは考えております。そういう意味
で、酪農部門におきまして、牛肉生産を一部担当
する乳肉一貫経営といったような形態、さらには
は、先ほど来申しております和牛の資源増強のた
めの各般の施策をかねてから進めておるところで
ござりますが、そういう方向を長期的に明確に
するために、実は現在、酪農及び肉用牛生産の振
興に関する基本計画、これは五十八年に現在のも
のがつくられたのでござりますが、これを見直す
べく畜産振興審議会に所要の諮問をいたしまし
て、本日の午後も審議会での御議論をお願いして
おるところでございます。

○串原委員 では、次の問題に移ります。

日本農業新聞の報道によりますと、アメリカは
オーストラリア産牛肉に残留農薬が発見されたと
いたしまして、ことし五月二十五日以前に処理さ
れたすべてのオーストラリア産牛肉輸入を禁止す
るというのであります。我が国のオーストラリア
のではいかないかという現象が出ております。長期的
にはマイナスに働いておりますけれども、長期的
に見た場合に和牛資源の回復過程に入つてゐる
のではありませんか。私は保存をされておる
ところで、私ども現在の和牛の動向はやむを得
ない状況であるというふうに理解をしておるわ
けでございます。

○串原委員 現時点では昨年比生産が伸びないと
思つけれども、ちょっとと長期に見ると国内生産は
伸びる方向にある、そういうことでいくだろうと
思う。こういう御答弁でございましたが、いま一
つ、そういう方向を踏まえて畜産振興事業の中で
特に重点的に力を入れておる農水省として肉牛の
生産にはより一層努力をしていく。少なくとも前
年比マイナスになるようなことをしない、こうい
う方向で進むべきだと思うわけでござりますが、
いかがですか、姿勢について御答弁願いたいと思
います。

○京谷政府委員 国内におきます牛肉生産の大
きな問題は、やはり牛乳、乳製品の需給事情を反
映をいたしまして、御案内のとおり計画生産が行
われております。この部門から生産をされる牛
肉の量が制約をされておるという状況が従来から
あるわけでございます。

○京谷政府委員 国内におきます牛肉生産の大
きな問題は、やはり牛乳、乳製品の需給事情を反
映をいたしまして、御案内のとおり計画生産が行
われております。この部門から生産をされる牛
肉の量が制約をされておるという状況が従来から
あるわけでございます。

○京谷政府委員 では、次の問題に移ります。

日本農業新聞の報道によりますと、アメリカは
オーストラリア産牛肉に残留農薬が発見されたと
いたしまして、ことし五月二十五日以前に処理さ
れたすべてのオーストラリア産牛肉輸入を禁止す
るというのであります。我が国のオーストラリア
のではいかないかという現象が出ております。長期的
にはマイナスに働いておりますけれども、長期的
に見た場合に和牛資源の回復過程に入つてゐる
のではありませんか。私は保存をされておる
ところで、私ども現在の和牛の動向はやむを得
ない状況であるというふうに理解をしておるわ
けでございます。

からの輸入量は相当多いはずでござりますね。アメリカ対比では七対三ぐらいではないですか、オーストラリアの方が多いと思うのでありますけれども、そうであるとするならば、日本の場合この報道を踏まえてどう対処いたしますか。畜産事業団に在庫もあると思いますので、畜産事業団の在庫の問題も含めて、輸入済みの牛肉等々の問題もあわせてひとつ御答弁を願いたいと思います。

○京谷政府委員 委員御指摘のとおり、米国において豪州産の牛肉の少数のサンプルについて農薬の残留が検出され、現在両国においてその取り扱いについて協議が行われておるわけでござりますが、この状況については逐次私ども情報入手に努めておるわけでございます。我々としましても、オーストラリアあるいはアメリカの政府機関等を通じまして事実関係の情報入手を図りながら、所要の対策につきましては現在厚生省と検討、協議を行つておるところであります。

我が國で輸入しております豪州産牛肉のうち、

アメリカ、豪州側から当方に伝えられておりま

す、いわゆる農薬残留が認められているサンプル、

牛肉が生産された工場も提示を受けておりまし

て、ここで生産されたものについては事業団在庫

として処分を保留して保管しておるところでござ

りますけれども、全体につきましての扱いをでき

るだけ早く厚生省と相談をしてしまして、その方針に

沿つて処分の仕方を考え、安全な牛肉供給が図ら

れるようできるだけの努力をしてまいりたいとい

うふうに考えておるわけでございます。

○串原委員 今お答えがあつたのですけれども、

できるだけ早く厚生省と相談をして対処したいと

言わされましたけれども、できるだけ早くという表

現も幅が広いわけですね。いつごろまでに処理い

たしますか。

○難波説明員 お答えを申し上げます。

オーストラリア産の牛肉の農薬問題につきまし

ては、私どもも情報の入手あるいは事実確認に努

めておるところでございますし、農林水産省

とも御相談をいたしておるところでございます

が、厚生省といたしましてもこれらの情報を勘案

し、既に輸入され在庫中のものあるいは以後輸入

されるものも含めまして検査等を実施することに

より、食品衛生上安全な肉を供給するということ

で前向きに検討しておりますし、できるだけ早い

時期に結論を得て早急に対処したいと考えております。

○串原委員 その今後の問題についてはきちっと

してもらわなければいけませんけれども、輸入済

みのものがあるはずですから、それに対し

ても間違いない処理の仕方をしてもらわなければ

ならぬ。したがつて、私の言つているのは、でき

るだけ早くという表現には幅がありますよ、だか

ら輸入されている部分について、該当するよう

な検討しなければならないような肉があるとす

るならば、いつごろまでに結論を出しますか、こ

ういうことを聞いておるわけです。

○難波説明員 お答えをいたします。

在庫中のものが食品衛生上安全であるかどうか

ということは検査をしなければならないという問

題がありますので、検査の日数等もかかると思いま

すが、どういう方向でどういう検査をし、どう

いう処置をとるかということにつきましては今週

中くらいには結論を出すように努力をしたいと思

っています。

○串原委員 この際厚生省に伺いますけれども、

アメリカの言われるようによく耳にするよ

うになりました。手づくりでないのにもつともら

しく手づくりの表示をすることは不當であるとい

うのであります。私はこの問題を本日の委員会で

取り上げたいと思っておりましたところ、昨日中

央紙がこれを大きく報道をいたしました。世論も

相当大きくなっているな、こんな感じを持つわけ

でございます。

そこで伺いますけれども、実際は機械でつく

る、添加物も使用をしている、それであるのに手

づくりの表示というのは不當ではないか、使用し

ないでもらいたい、こういう消費者の声に公正取

引委員会はどうこたえようとしておるのか、ある

いは今申し上げた消費者の声といふものはどうい

うふうに委員会として受けとめられていらっしゃ

いますか、お答えを願います。

○本城説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、近年、ハム、ソーセージ

に手づくりと表示した製品が多数出回ってござ

ります。そのようなことから、消費者団体から手づ

くりと表示するにふさわしい製品ではないのでは

えを願います。

○難波説明員 お答えいたしました。

食品の安全確保の上で検査体制は非常に重要な

のでございますが、行政検査にはおのずから限界

がございます。したがいまして、厚生大臣の指定

する検査機関による民間ベースの自主的な検査も

含めて的確な検査ができるよう、しかも効率的

なサンプリングによって全体像が把握できるよう

な体制づくりにつきまして現在も検討中でござ

ますが、できるだけ効率的にしかも安全が確保で

きるような体制をとるよう今後とも努力をして

まいりたいと考えておるところでございます。

○串原委員 次の問題に移りまして、公正取引委員会に伺いますが、食品の表示問題についてでござ

ります。

かつて私は牛乳・乳製品の表示のあり方につい

て当委員会や特別委員会等で質疑を行いました。

公正取引委員会、関係団体等々の間で一定のルー

ルを決められまして今日に至つては今週

取り上げたいと思っておりましたところ、昨日中

央紙がこれを大きく報道をいたしました。世論も

相当大きくなっているな、こんな感じを持つわけ

でございます。

そこで伺いますけれども、実際は機械でつく

る、添加物も使用をしている、それであるのに手

づくりの表示といふのは不當ではないか、使用し

ないでもらいたい、こういう消費者の声に公正取

引委員会はどうこたえようとしておるのか、ある

いは今申し上げた消費者の声といふものはどうい

うふうに委員会として受けとめられていらっしゃ

いますか、お答えを願います。

○本城説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、近年、ハム、ソーセージ

に手づくりと表示した製品が多数出回ってござ

ります。そのようなことから、消費者団体から手づ

くりと表示するにふさわしい製品ではないのでは

えを願います。

○難波説明員 お答えいたしました。

これまでの御答弁を踏まえて見当がつく。オースト

ラリアだけでなくほかの肉も入ってくる、ほか

の国からも入ってくる。そうなりますと、この種

の問題を踏まえて考えなければいけませんこと

は、検査体制は輸入量がだんだんふえるという状

態の中で十分なのかどうか、それに対してもお答

えを願います。

○本城説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、近年、ハム、ソーセージ

に手づくりと表示した製品が多数出回ってござ

ります。そのようなことから、消費者団体から手づ

くりと表示するにふさわしい製品ではないのでは

えを願います。

○串原委員 そういたしますと、ハムにつきましても前向き

に検討してございまして、時期的にはいつかとい

うこととははつきり申し上げられませんけれど

も、できるだけ速やかに結論を出す予定でござ

ります。

○串原委員 そういうことでござります。

これまでの御答弁を踏まえて見当がつく。オースト

ラリアだけでなくほかの肉も入ってくる、ほか

の国からも入ってくる。そうなりますと、この種

の問題を踏まえて考えなければいけませんこと

は、検査体制は輸入量がだんだんふえるという状

態の中で十分なのかどうか、それに対してもお答

えを願います。

○本城説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、近年、ハム、ソーセージ

に手づくりと表示した製品が多数出回ってござ

ります。そのようなことから、消費者団体から手づ

くりと表示するにふさわしい製品ではないのでは

えを願います。

○難波説明員 お答えいたしました。

これまでの御答弁を踏まえて見当がつく。オースト

ラリアだけでなくほかの肉も入ってくる、ほか

の国からも入ってくる。そうなりますと、この種

の問題を踏まえて考えなければいけませんこと

は、検査体制は輸入量がだんだんふえるという状

態の中で十分なのかどうか、それに対してもお答

えを願います。

○本城説明員 お答え申し上げます。

これまでの御答弁を踏まえて見当がつく。オースト

ラリアだけでなくほかの肉も入ってくる、ほか

の国からも入ってくる。そうなりますと、この種

の問題を踏まえて考えなければいけませんこと

は、検査体制は輸入量がだんだんふえるという状

態の中で十分なのかどうか、それに対してもお答

えを願います。

○串原委員 そういたしますと、ハムにつきましても前向き

に検討してございまして、時期的にはいつかとい

うこととははつきり申し上げられませんけれど

も、できるだけ速やかに結論を出す予定でござ

ります。

○串原委員 そういたしますと、ハムにつきましても前向き

に検討してございまして、時期的にはいつかとい

うこととははつきり申し上げられませんけれど

<p

○本城説明員 そのような認識に立っておりま
す。

○串原委員 確かに期限を切ることはなかなか難
しいとは思いますが、けれども、可及的速やかにと
いう判断は、私の方から申し上げますならば今月
中くらいと判断してよろしうございますか。

○本城説明員 やはり業界におきますラベリング
等の関係もございますので、その辺のところは今
のところちょっと一概には言いかねるので、それ
ども、とにかく速やかにその辺のところについて
は対応を図つていただきたいというふうに思つております。

○串原委員 それでは食糧管理法の一部を改正す
る法律案について伺つてまいことにいたします
が、まず私、初めに大臣にこの基本的なことにつ
いてお答えを願いたいと思うわけであります。

この算定方式についてありますが、現在の算
定方式はパリティ価格を基準としておるものであ
りますけれども、それを今回、麦の生産費その他
の生産条件、二つ目は、麦の需要及び供給の動向、
三つ目は、物価その他の経済事情、この三つを參
照要素とし、あわせて麦作の生産性の向上、麦の
品質改善に資することを配慮要素にする新方式に
改正するというものであります。

この文言、縦から見ても横から見ましても、ま
ことに考え方、見方によりますと幅が広い、こう
受け取られがちなんでござります。したがつて、
生産者の立場に立ちますと、この表現、文言では
どんな答えが出てくるのだろう、こういう戸惑い
みたいなものを感じている向きがあると聞いてお
ります。私は当然だろうと思う。私もこの改正法
第四条ノ二からどんなような新算定方式ができる
くるのか、いささかちょっと心配をしないわけで
はないわけであります。

そこで伺いたいことは、その年その年で方式の
基礎が変わるがときことが絶対にあってはなら
ない、一定の期間、少なくとも十年間ぐらいは方
式が決まつたならば変更がない、こういうことで
なければならないと思うのであります、この点

について伺いたいのでございます。

○加藤國務大臣 今回の改正法案の中身につきま
しては、ただいま串原委員がお述べになりました
とおりでございまして、生産費その他の生産条
件、需要及び供給の動向、物価その他の経済事情
という三つの参酌事項を示しますとともに、麦作
の生産性の向上、麦の品質の改善という二つの配
慮事項を明示したところでござります。

新しい算定方式につきましては、これに基づい
て適切に決定していく考えであります。

この新しい方式につきましては、行政価格の算
定方式としての安定性にも配慮していく必要があ
ると考えています。そういう点、先般も一部お答
えいたしましたが、いずれにしましても具体的な
価格算定方式やそのあり方につきましては、改正
法の成立後速やかに米価審議会に小委員会を設
け、検討していただき、決定したいと考えておる
ところでございます。

○串原委員 したがつて大臣、小委員会をつく
てもらつて検討する、小委員会といふのは米価審
議会に小委員会をつくつてもらつて検討する、こ
ういうことであります。私の伺いたいのは、こ
の新算定方式ができて、それが余り短い期間に変
動をする、こういうことであつてはならない、こ
う考へて大臣の考え方をまず聞きたかったのであります。
○加藤國務大臣 ただいまお答えしましたので
すが、安定性に配慮していく必要があるという言
葉をお答えの中で申させたいだいたいのは、串原
委員の御質問の御趣旨を体してのお答えというこ
とになるわけでございまして、やはりくるくる猫
の日のようになればいけないので、そこら辺
の問題がござります。

この新算定方式の安定性という問題が必要である
ということです。第一に掲げておりますが、第一に掲げ
ます「麦ノ生産費其ノ他ノ生産条件」というのが、
順番からいいたしましても考え方からいたしまして
いるわけですが、その考え方だけではございません
から、あるいはまた生産費方式の一種でござります
が、その際は一年前、二年前、三年前の生産費をそれぞ
れの生産に投入をされます資材なりサービスの
価格の動向を反映いたしましては過去三年間の生産費を
ベースにして価格算定をいたしておりますが、そ
の際は一年前、二年前、三年前の生産費をそれぞ
れの生産に投入をされます資材なりサービスの
価格の動向を反映いたしましては過去三年間の生産費を
ベースにして価格算定をいたしております。

○串原委員 そこで伺いますけれども、算定に用
いられますところのさきに申し上げました五つの
要素、見方によると幅が広いということになるわ
けであります。

○串原委員 そこで伺いますけれども、算定に用
いられますところのさきに申し上げました五つの
要素、見方によると幅が広いということになるわ
けであります。

けであります。五つの要素によつて考えていく
のだけれども、基本的な方針はこういうふうに考
えております。このことをひとつ御答弁を願いた
い。

○後藤政府委員 今回、麦の買入入れ価格に関す
る規定を改めまして、従来のいわゆるパリティ価
格方式を改めるということを御提案申し上げてお
るわけでござりますが、パリティという一種の物
価指数を基準とするあるいはそれで算定をしまし
た価格を下回らないということを改めるといいたし
ますと、この三つの参酌事項のうちの何といいま
してもやはり生産コストの問題がまず一つの一番
大きな価格算定上の手がかりになるであろうとい
うことで、「麦ノ生産費其ノ他ノ生産条件」とい
うのを第一の参酌事項にいたしておるわけでござ
います。

あわせまして、国内産麦の品質問題ということ
が顕在化をいたしておりますので、品質別の麦の
需要なり供給の動向ということを、やはり内麦の
価格体系ということを考えます場合に、十分考慮
をしていかなければいけない。それと同時に、こ
れはどの農産物価格の行政価格の算定におきまし
てもほとんど参酌事項になつておるわけでござ
います。

あわせまして、国内産麦の品質問題ということ
が顕在化をいたしておりますので、品質別の麦の
需要なり供給の動向などを、やはり内麦の
価格体系ということを考えます場合に、十分考慮
をしていかなければいけない。それと同時に、こ
れはどの農産物価格の行政価格の算定におきまし
てもほとんど参酌事項になつておるわけでござ
います。

ただ、生産費というものなり生産コストという
ものをベースに考へるといつしますと、今までの
パリティ指數と申しますのは、家計及び経営の両
面で農家が購入いたします財及びサービスの物価
指數でございます。生産費といふになりまし
た場合には、家計まで含むような物価指數を参酌事
項として考へるのか、あるいは経営部門の財及び
サービスの価格動向というようなことを考へるの
か、あるいはまた生産費方式の一種でござります
が、その際は一年前、二年前、三年前の生産費をそれぞ
れの生産に投入をされます資材なりサービスの
価格の動向を反映いたしましては過去三年間の生産費を
ベースにして価格算定をいたしております。

○串原委員 この新算定方式にパリティ指數
といふものをどのように、どの程度関連させよう
と考えていらっしゃるか、お答えを願います。

○後藤政府委員 本年六月の麦価を決定いたしま
す際の米価審議会で、法改正の成立後に小委員会
を設けて新しい米価算定方式の検討をするという
委員会で具体的には検討するのだけれども、物価指
数

ことが決まっておりますので、この小委員会での
御検討にゆだねられている問題だというふうに考
えております。したがつて、現時点では私どもと
いたしましてもどういうふうに考へてあるい
は決めているということは申し上げにくいわけで
ござりますけれども、参酌事項の一つに「物価其
ノ他ノ経済事情」というのがございます。パリテ
イ指數も物価指數の一種であるということでござ
いますから、この規定からパリティ指數というも
のが概念的に完全に除外されているということで
はないわけでござります。

ただ、生産費というものなり生産コストという
ものをベースに考へるといつしますと、今までの
パリティ指數と申しますのは、家計及び経営の両
面で農家が購入いたします財及びサービスの物価
指數でございます。生産費といふになりまし
た場合には、家計まで含むような物価指數を参酌事
項として考へるのか、あるいは経営部門の財及び
サービスの価格動向というようなことを考へるの
か、あるいはまた生産費方式の一種でござります
が、その際は一年前、二年前、三年前の生産費をそれぞ
れの生産に投入をされます資材なりサービスの
価格の動向を反映いたしましては過去三年間の生産費を
ベースにして価格算定をいたしております。

数、経済事情等々を勘案するということになるわけであるから、パリティ指数というのも結論としては参酌するということになるであろう。パーセントはわからぬけれども、ある部分はパリティ指数も配慮するということになるございましょう、こういう御答弁であつたというふうに解してよろしゅうございますか。

○後藤政府委員 そのところはこれから的小委員会での御検討の結果にまつてのことございますが、パリティ指数というものが法文上参酌事項から完全に外れたということではないということを申し上げておるわけでございます。

○串原委員 生産者麦価は改正法案に「麦ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨シテ之ヲ定ム」、こう明記されておるのではあります、再生産が図られる麦価については基本的にどんな認識をお持ちであるのか。

過日の本案審査のため参考人として出席された山田孝夫さん、これは自分で麦作農家として頑張つておられる北海道の方でありますけれども、この答弁を議事録に基づいてここで読み上げる余裕はちよつとありませんけれども、これ以上麦価を下げられると私ども農家はやつていません、一言で申し上げるならそういう意味の御答弁をなさいました。それからさらに生産者団体の代表という立場で述べられた参考人の松本登久男さんも、法の改正後、政府買い入れ価格水準は少なくとも現行程度であることが必要です、こう述べられました。

伺いますけれども、再生産が図られる麦価とはいかなるものであるか、どういう認識をお持ちになつておるか、お答えを願います。

○後藤政府委員 このお尋ねも具体的にはどういう算定方式を考えていくかということと直接関連をしてまいる問題でございます。したがいまして、基本的な考え方方とすることで申し上げますれば、一つは、例えば小麦について申しますと、我が国で生産されます小麦の用途というのはどうしてもめん用を中心ということにならざるを得ないと

いうことでございまして、小麦全体といたしましては、今後ともその相当部分を輸入に依存せざるを得ないということでございますけれども、農政

審報告におきましても、生産性向上を基本として、国内で基本的な食糧供給力の確保を図るといふふうにされていることを踏まえまして、国内生

産と輸入の適切な組み合わせにより供給をしてまいりたい。したがいまして、小麦について申しま

すと、できるだけ日本めん用の原料というものは

国内産で賄うような方向で努力をしてまいりたい

ということでございます。この場合、価格政策と申しますのは、どうしても地域によって生産事情もかなり、特に麦の場合多様でございますが、品

質別の需要の動向等を踏まえまして、地域の条件に即した合理的な土地利用方式の展開によります

水田農業の確立、転作作物としての位置づけな

りあるいは輪作作物、裏作物としての位置づけと

いうことに配慮をしながら、国民が期待をする生

産性をもつて麦作に取り組んでいただく担い手なり

り地域において安定的な土地利用型作物として麦

の生産が継続的になされるというように運営をし

ておく必要があるのであるう、こういう基本的な考え方で私ども今後の麦価算定を考えてまいりました

いというふうに思つておるところでございます。

○串原委員 次に伺いますけれども、現在の生産者麦価はパリティ指数プラス生産振興奨励金とい

うことで決められているわけでありますね。新算定方式によりますところの算定の場合に、パリテ

イ価格というふうに思つておるところではございま

と変わつてくるわけでありますから、その意味で

伺うわけですから、この調整金の取り扱いはどうなるわけですか。

○後藤政府委員 昭和五十二年から価格に織り込

まれました生産振興調整額につきましては、昭和

五十六年以降、生産性向上の成果の一部を反映す

るという形で、徐々に削減をされてきたところで

ございます。この調整額部分と申しますのは、パ

リティ価格方式のもとで取り入れられてまいつた

ものでございまして、この調整額部分をどうする

かという今後の取り扱いにつきましては、やはり

米審の小委員会における新たな算定方式の検討にまつことになるというふうに思つております。

串原先生お尋ねのお気持ちは、恐らく法改正の

もとで算定方式が変わる場合に、例えば生産調整額というものがすとんと落ちてしまつて、行政価

格として連続性がなくなつてしまつて、行政価

格といふふうに思つておられますけれども、

非常に急激な変化が起きるのではないかというよう

な尋ねはしないかというふうに思つておられますけれども、生産振興調整額を含めました現行価格と

新算定方式によります価格との関係につきましては、行政価格としての連続性ということにも当然

考慮がなされるべきものであろう、そしてまた、米価審議会というところには、消費者の代表の方、生産者の代表の方、中立の方が入つておられ

ますので、そういうことも当然頭に置いた御検討がなされるものというふうに考えておるところでございます。

○串原委員 前回の参考人の皆さんのお話のときにも出ましたけれども、国内産の麦の品種、まことに良好だとは言えないということであります

が、時間がありませんから端的に申し上げますけれども、この品種改良、いさきか研究がゆつくり

し過ぎていたのではないかというような感じすら持つ今までございます。急いで外国産に負けない

ような品種の改良研究を進めなければいかぬ、

どう対応いたしますか。

○畠中政府委員 私どもで、麦の品種改良の場合

ですと、大体国と県の指定試験を中心にしてやつ

てまいつたわけでございますが、陣容としては稻

作と同じぐらいの規模でやつておるわけでござい

ます。何せ日本の場合には条件的に非常に高温多湿であるというようことで、麦の産地から比

べますと、なかなかかつくりにくいというような事

情もございます。そういうことから病気も多いも

のですから、いわゆるつくりやすさというような

ところに重点を置いてかなり過去試験をやり、新

しい品種をつくつてきたわけでございますが、先

生御指摘のように、最近では品質問題といふこと

が大変大きな問題になりました、そういうた

い品質の麦でなければなかなか製粉会社も使えない

というようなこともありますので、最近では品質

に重点を置いて、さらに六十二年度からは新しいプロ

ジェクトをつくりまして、お話しのようになります。

○浜口政府委員 先生御指摘のとおり、麦の自給率をど

うか、まことに自給率が低い。数字を申し上げる

時間がありませんから申し上げませんが、自給率がまことに低い。この自給率では何ともお寒い限

りですね。将来を展望する場合、心配です。政府

は、今後、中長期的に見て国内産麦の自給率をど

うか、まことに自給率が低い。数字を申し上げる

問題等に直面しているわけでございますが、こういつた点につきましては、今申し上げました長期見通し、あるいは昨年十一月に公表された「二十世紀へ向けての農政の基本方向」という趣旨に沿いまして、総需要の一定程度の国内生産を確保するということを旨として生産の振興を図つてまいりたいというふうに考えております。

○串原委員 時間が参ったようですから、最後に大臣、一言伺いたいと思つております。

今御答弁をいただいてまいりまして、そのとおりでありますと受けとめるわけでありますが、具体的なことは米価審議会の小委員会で検討してもらうということでありますから、それはそうでございましょう。したがつて、大臣に伺つておきたいと思つることは、どうあればあるほど米審の小委員会の任務、責任は非常に大きい、重いと考えておりますので、この小委員会の審議は慎重の上にも慎重であらなければならぬし、さらに小委員会の審議を政府としては最大限尊重しなければいけない、こう考えます。米価のときには政府で決めておいて、どこかの批判じゃないけれども、米審に詰問しただけじゃないか、米審の形骸化じやないかという批判がありましたが、そんなことではない相談を小委員会の中でやつてもらわなければいかぬ。このことに対し、大臣の考え方をきちつとお聞きしておきたいと思ひます。

○加藤國務大臣 米審の御意見を十分尊重してやつていきたいと考えております。
なお、小委員会の中に、ある面で言うと、専門的な立場の人も加えて一緒に議論していただいたらどうかといった点等も検討いたしておるところでございます。

○串原委員 終わります。

○玉沢委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 食管法一部改正につきましていろいろ議論されておるわけでありますが、もう大体三十五、六年になると思いますが、長い間米価算定の基礎をしてまいりましたパリティ方式が新しい価格決定方式に変わることでございました。

提案されまして、先ほど来串原委員の方からも基本的な考え方などについて若干の御質疑がありましたが、お聞きしながら、なお私の心配をしておられた点を中心に大臣や行政当局のお考えを、この際、委員会を通して麦作農民の不安にこたえるよう御答弁をいただきたいと思うわけでありました。す。
先ほどもお話がありましたように、三つの参考事項というのですか、そして二つの配慮事項と、五つあるわけですが、重なつておる面もあるのでありますが、こういものを総合的に考えて新しい価格算定方式を編み出していくということであります。が、法律を審議し、しかもその焦点は価格算定方式の変更ということでありますから、単に米価審議会の小委員会にお任せをするということではございません。もう少し、サーベイ的問題はさておいて、農林水産省としては、この委員会で考え方をお示しをいたくべきだ、こう私は思います。そういう意味で、まず大臣にお尋ねをいたします。
先ほども話がありましたが、このままでいくと、行政権の裁量が非常に大き過ぎて、その都度、その都度になつては困るというような意見もございますが、これまでの米価の決定価格、つまり六十二年産の小麦は一万四百二十五円というものが決定されておるわけですが、これに至る間には多少いろいろあります。米価との差をあるときは開き、あるときは、最近は大分縮めてきております。余り変わらないようになつておる面もございますが、いずれにせよこういう長い歴史で統けられてきた現行の米価水準というものが、大臣は

万四百二十五円という政府決定米価というものがいずれにせよ一つの目安になるであろう、こういふうに私どもは考えておりますが、大臣はどういうふうにお考えですか。
○加藤國務大臣 先ほど来お答えいたしましたように、改正法の成立後、速やかに米価審議会に小委員会を設けて検討していただいた上で決定したい考えであり、現段階では何も決めていないわけでございます。ただ、算定方式の変更によって麦作の安定的、継続的発展に支障が生ずることのないよう行政価格としての連続性にも配慮する必要があると考えております。こうした点も踏まえながら、算定方式や具体的な米価水準について検討してまいりたいと考えているところでございまます。

○田中(恒)委員 支障が生じないことをどういうことでござりますが、支障を生じないといふことは、大変な価格の引き下げなどによつて農家に重大な影響を与えたり不安を大きくしていくということのないよう、価格の継続性、安定性を十分配慮していくよう理解してよろしいでしょうか。

○後藤政府委員 今大臣がかなりはつきりお答えになつたところでございますが、一つは算定方式について何年ということを今の段階で限定的に申すことはできませんけれども、毎年くるくる変わることのない算定方式では生産者の方々も安心して生産に取り組めないということがあります。それで、方式についての安定性といふことを考えなければいけない。それから米価、食管法上の買い入価格と申しますのも一つの価格でございますから、生産費の動向あるいは物価その他のいろいろな経済事情によってこれは変わり得るものでございます。ただ、法改正が行われ、算定方式が変更されたことによって、現行の価格水準と非常に大きな変更があつて行政価格としての連続性が失われるというようなことは避けが必要があるだろう、こういうことで行政価格としての連続性にも配慮する、こうしたことをお答え申し上げている

○後藤政府委員 そこで、これはなかなか答えにくいような気もするが、もう少しお尋ねしておきますが、米価の体系が今は全国一本の体系をとつておりますね。ところが、地域別に、特に北海道と都府県は非常に生産費などで差がある。こういふ要素を加味して地域価格といつたようなものが出てくる心配がないかどうか。これは私のひとりほつちの心配でありますけれども、まさかそんなことはないと思うが、そういう問題あるいは米価のほかに今は生産奨励金というものがあって、これを最近少し調整をとられてきておるわけでありますが、米価には非常に、その都度いろいろなものが入つて、これが政治米価だと言われる原因になつておるわけであります。それが、そういうようなアルファというか附帯的な要素というか、そんなものが価格体系の中に含まれていくようになるといふこともこれまで問題だと思ったのですが、それが、その辺については、算定委員会などどこかでいろいろと議論される資料や議論の中心やまとめの方向は農林水産省、食糧局の方で大体諸準備が整つてやられるというルールをとつておるわけですから、大体の法律改正案を出されておるわけですから、算定委員会で出される資料や議論の中心やまとめの方向はその辺についてお答えできる範囲で結構ですが、私の心配についてお答えいただきたいと思います。

○後藤政府委員 価格政策を考えます場合に、價格と申しますものは地域別に設定することはなかなか難しいものでございます。もちろん麦の場合には間接統制といいますか、自由流通前提での無制限買い入れという仕組みをとつておるわけでござりますから、例えば需要地と生産地との間の

運賃の差を価格の設定の際に勘案することもできることはないと思いませんけれども、せいぜいで最もそういう範囲のものでございまして、価格と申しますのは一つの我が国の国境の中では、もちろん品質によります銘柄の格差ですとか等級別の格差というものはございませんけれども、基本的にはその中で一本の価格ということで考えていくのが基本ではないだらうかと思つております。

それから、価格の算定に当たつて年々いろいろなものが米価の場合には入つたり出たりしている

といふ御指摘もございましたけれども、先ほど申し上げましたように価格の算定方式そのものが毎

年目まぐるしく変わることは好ましいことではございませんし、価格算定方式というのはある期

間、生産なり需要の動向といふものがほぼ安定的

だと見通される一定期間については少なくとも安

定的な算定方式で運用していくのが望ましい価格政策のあり方だと思っておるところがござ

ります。

○田中(恒)委員 一物一価の法則は価格形成の基

本ですから、政策としてそんなことはとるべきじ

やない私は思います。大体のお考えの粗筋は承知いたしました。

そこで、価格問題については後でも具体的に一

つ二つまだお聞きしたいことがあるわけですが、

まあいろいろな要素があるでしよう。生産費あ

り、需給事情あり、財政事情あり、あるいは品質

格差、銘柄格差、生産性向上分などをどうするかとい

つた問題があるでしようが、要はこの法案の中で述べられておるよう、再生産を旨とするとい

うふうに集約をされるべきだと思いますが、この

場合に再生産を旨とするというその旨とするとい

う意味はどういうふうに理解したらよろしいでし

ようか。

○後藤政府委員 「再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」という用語例は、農産物価格政策に関する

諸法令にいろいろ見られるところでございます。

こういった文言を使つております諸法令を見てみ

ますと、その算定方式も米とか加工原料乳のよう

に生産費方式をとるもの、それから今までの麦、

なに違つていないと思います。

ただ問題は、麦の生産費というものは御承知のよ

うに非常にアンバラがある。品種、地域、時期によつてまことにさまざまである。したがつて、ど

ういつたものによって異なつてまいるものだと存

じます。

「旨トシテ」というのははどういう意味かという

お尋ねでございますが、価格決定に当たつてそ

うことを目標にして、そいつた方向で考える

趣旨、目的あるいは政策的な生産誘導の方向、そ

ういったものによって異なるものだと存

じます。

大豆、菜種、サトウキビ等々のパリティ方式をと

るもの、いろいろございまして、その具体的な運

用ということになりますと、対象作物なり制度の

趣旨、目的あるいは政策的な生産誘導の方向、そ

ういったものによって異なるものだと存

じます。

大豆、菜種、サトウキビ等々のパリティ方式をと

るもの、いろいろございまして、その具体的な運

用といふことになりますと、これはかなり

ういつたものによって異なるものだと存

じます。

「旨トシテ」というのははどういう意味かといふ

お尋ねでございますが、価格決定に当たつてそ

うことを目標にして、そいつた方向で考える

趣旨、目的あるいは政策的な生産誘導の方向、そ

ういったものによって異なるものだと存

じます。

「旨トシテ」というのははどういう意味

あると思います。これは麦作のこれから技術、技術体系、主産地形成、いずれにせよ米作の
ような均質化の体制がもつと前進しないと、難し
い点はあると思いますから、いろいろな手法等を
お考えになつておると思いますが、長い歴史の価
格算定が変わつてくるわけありますから、麦作
関係者や諸団体にとつては非常に注目をされるわ
けであります。やはりこの麦だけではなくて、こ
ういう価格支持政策というものと対応して、農政
審答申も指摘をしておるよう構造というものが
どういうふうになつていくのか、あるいはどうい
うふうにさせるのかという問題が示されないとそ
れらの問題の接近がなかなか思うようにならない
と思うのですね。そういう意味では麦作の経営像
というか、今長官は御自分の所見として生産地帯
というか主産地といふかそういうものの形成を軸
にしてということを言われたようになりますが、
そういうふうになると、やはり土地の問題などが
非常に大きな経営改善の中心になつていくと思う
のです。そういうものについての方向づけがど
うも私ども正直言つてまだわからないのですよ。
それを示していただきないと、これから麦作の
位置づけとかそれに対応する価格の水準とかとい
ふたものがなかなか描き切れぬ、こう思うので
す。たしかことしの米価審議会の附帯意見の中に
も、政府は速やかに麦作についての生産性の向上
とか品質の改善とか需要の拡大とか経営像のあり
方というものを示すべきだ、こういう附帯意見も
出でるると思うのです。こういう点についての考
え、あるいは内部の検討は始まつておるわけです
います。

ここで麦の位置づけをしておるところでござりますが、特に水田農業確立対策という事業をこの六十二年度から発足するに当たりまして輪作農法の確立といふものをその中に一項目入れたということでおございまして、ますます麦作の位置づけといふものは強まつくるといふうに考へておるわけでござります。

具体的な各地域、地域におきましてのただいま先生の御指摘のような米価審議会における御提言といったようなものも私ども受けまして、これからも鋭意具体的な形でつくつていかなければならぬというふうに考えておるところでござりますが、現時点におきましては昨年の十一月におきまして高水準の水田農業確立関連ということで、大豆あるいは麦あるいは米といったようなものの輪作体系の中で一つの試算というものを御提言をいただいておるところでございます。これは現行におきます機械の性能、例えば汎用コンバインであるとかあるいは側条施肥であるとかあるいは具具体的なライスセンターあるいはカントリー・エレベーターというものをお前提にしてでの七十年見通しでございますが、地域、地域におきます先生御指摘の構造的な問題、あるいは地域の条件に従う問題というのはこれから鋭意詰めていかなければならぬのではないかと考えておりまして、農畜園芸局といたしましてもその技術的な点からアプローチといったものを鋭意進めていかなければならぬないというふうに考えておるところでござります。

農林水産省でも、価格の方は食糧庁がやっておる、そういう関係の方は今のようなことで、妻の場合は農園芸局がやっていらっしゃる、畜産は畜産局がやっておる、こういうことになつておるものですから、その辺の組み合わせがうまくいつてないから、価格政策と構造政策との関連、文書にはよく書かれるし、話もよくお聞きをするわけですけれども、実態としてどうしても構造政策とのことですよ。むしろ構造政策が前進をして、いわゆる条件整備ができる、そして価格が下がつていいというもののが私どもの頭にはなかなかすつきり入つてこない。そこに一つの大きな問題があると思うのですよ。むしろ構造政策が前進をして、いわゆる条件整備ができる、そして価格が下がつていい、この筋道が正しいと思うのですけれども、価格を下げて零細な麦作農家が切り捨てられてなくなつて、そこで土地が動き出し、その中心の経営者というのが出てくる。こういう形でお考えであるとすると、これは農民を切り捨てて残るものだけ残つていくということになつていくじゃないか。その辺がやはり食糧法改正のこの法案の中で私どもが一番心配しておる点であります。そのことについて大臣の御意見がございましたら、ちょっと聞かせていただきたいと思うのです。

一方、しかしながら十分な構造改善が図られない、生産性の向上も一層進めねばならないといったことから、また農家所得の確保を図るという観点からも、この際構造改善を可能な限り加速する必要があるということで、それに焦点を合わせた諸施策の運営に努めるということを考えておるところでございます。具体的には予算措置等も補正予算その他今後の概算要求に向けていろいろ検討しておるわけでござりますけれども、圃場条件あるいは営農条件等、農業生産の基礎的条件の整備、規模の拡大、生産組織を含む担い手の育成、技術の開発普及、こういった点に今後さらに力を入れまして、構造政策の一層の推進に努めてまいり考えてございます。

つたのか、その点いかがですか。

○後藤政府委員 お答え申し上げます。

今回改正案を御審議いただいております基本的な考え方の中に、法文の中にも書いてございますように生産性向上、品質の改善ということが大きな考え方として入っていることは御指摘のとおりでございます。ことしの生産者麦価にもう既にそういう考え方方が含まれているではないかというところでございますが、ことしの生産者麦価の算定に当たりまして、今申し上げましたような生産性向上の反映なりあるいはまた品質問題への対応といふことは極めて緊要な課題になつておりますので、当然のことながら從来どおり現行法の規定の枠内で、つまりパリティ価格に生産振興のための調整額を加えて決定をするという方式の枠の中におきまして、その算定に当たつて生産性向上の成果を的確に反映をすることと、銘柄区分のIIの一等で四・九%の引き下げを行つたということでおございます。それから同時に、今お話をございましたような銘柄間格差の導入なり等級間格差の拡大を行つたところでございますが、このようないま本年産の麦価の決定は、現行法の枠内において極力現下の緊急な課題に対応しようという考え方から行つたものでございます。

今回の改正は、いわばそういった考え方を食糧管理法の麦の買い入れ価格の規定の文言にも盛り込むようにいたしまして、量的な拡大を志向した麦作振興から生産性の向上と品質の改善を基本とした麦作振興への移行という現下の課題に対処するため、パリティ価格を下限とし、かつこれを基準とするという麦価算定の規定の見直し改善をやりたいということで御提案申し上げておるものでございます。

○田中(恒)委員 格差の設定に当たつての根拠になつたものは何ですか。

○後藤政府委員 この点につきましては、御案内のとおり今、内麦については大変大きな売買逆さやがございまして、米には自主流通米というものがございますが、米の世界では事実上自主流通麦

といふものがない状態でございます。そういうことで、市場評価による品質格差を客観的にとらえる手がかりが今存在をしないということがありま

して、この点が私ども非常に悩んだところでございますけれども、そういった麦管理の実態の中で、できるだけ生産サイドと実需サイドを結びつけるということで麦管理改善というものをしております。

具体的に申しますと、買い受け者側が一定の積み立てをいたしまして、自分たちがより強くつくつてほしいと思っております評価の高い麦につきまして生産奨励金を出すというふうなことでAランクからCランクまで、本年産麦につきましてはDランクまでということに改正いたしましたが、そのランク区分というのが一応実需者と生産サイドとの間で合意をされました一つの区分でござい

ますので、それを手がかりにいたしまして、かつこういった銘柄グループごとの都道府県の農業試験場におきます栽培試験等を見ますと、品質が好まれる麦の方が単位当たりの収量が低いという傾向がございます。つまり、いい麦をつくりますと、同じ価格だとかえって十アール当たりの収入としてはマイナスになつてしまつというような不利は少くとも補正をする必要がある政策としてあるだろう。そういうベースがあるならば、その上で麦管理改善で支払われます実需者側からの生産奨励金の獎勵的な効果というのもより一層効いてくるだろう。こういったことで、いわば銘柄グループ間の十アール当たりの農家手取り額の均衡を図るという考え方で銘柄間格差を設定いたしましたところでございます。

○田中(恒)委員 現行法の枠の中で行政的にはや

まして、さらには、最近の情勢等を見ていくとともに、米価審議会におきましても今まで、先般来てございまして、そこで米価審議会の御意見を承り、決定したわけでございます。また片一方、麦価をただいたわけでございます。また片一方、麦価を決定しなくてはならない時期が当然来たわけでございまして、そこで米価審議会の御意見を承り、決定したわけでございます。

御意見、御質問の御趣旨は、こういう改正案を国会に出しておきながら改正案の前取りのようないうか、同じようなことをしておるのでないかという御趣旨にとれるわけでございますけれども、米価審議会におきましても今まで、先般来てございまして、いろいろ御議論がありましたように、麦作の獎勵ということが大きくな流れ、中心であります、さらに、最近の情勢等を見ていくときに、生産性の向上と品質の改善、特に実需者のニーズに合つたものにしていくということがございまして、さもなくとも補正をする必要がある政策としてあることはないと思うのです。これは注意してもらわないと、今後考えてもらわないと、こういう状況の中でやるというのは政治的には余り好ましいことではないと思うのです。これは注意してもらわないと、前例をつくつていつたらこんなことがまた起きないという保証はないと思うのです。だから、この委員会で、そのことについては国会の立場からすると国会の審議権というものが十分に認められない、行政先行だ、こういう批判が出てくると思います。ですから、あえてこのことについて大臣の見解を求めておるわけですが、もう一度お答えいただきたい。

○加藤国務大臣 国会の審議権はこれを最大限尊重し、そして十分な審議をしていただくことが、憲法上もまた政府の立場としても最も大切なことでございます。また、同じく米価審議会の御意見を承るということも政府としては重要な行政の一つでございます。そして、先ほどお答え申し上げましたように、今回の法改正の実施は来年度産麦からこれを行うということにいたしておるわけでございまして、国会で御審議いただくものの阻害になつたり、これを先取りしたりするというよう

が、大きな立場から見て、品質格差を設定する、麦価を新しく考えていくのだ、こういう法案がまさに国会に出ておるときに、一方的に行政の枠の中でやれることをやつていくと、いうことでどんど

んやつしていくということは、行政的にはやれるが政治的な判断としては余り好ましいことじゃない、こういうふうに私は思います、こんなことをしばしばやられたのではこれは後追いの審議をしておることになるわけがありますが、この際大臣のこの問題についての今後の考え方を含めてお聞きをお聞きしておきたいと思う。

○加藤国務大臣 法案は第百八回国会に出させていただきましたわけでございます。また片一方、麦価をただいたわけでございます。また片一方、麦価を決定しなくてはならない時期が当然来たわけでございまして、そこで米価審議会の御意見を承り、決定したわけでございます。

御意見、御質問の御趣旨は、こういう改正案を国会に出しておきながら改正案の前取りのようないうか、同じようなことをしておるのでないかという御趣旨にとれるわけでございますけれども、米価審議会にも言われておる、そういう状況の中でやるというのは政治的には余り好ましいことではないと思うのです。これは注意してもらわないと、前例をつくつていつたらこんなことがまた起きないという保証はないと思うのです。だから、この委員会で、そのことについては国会の立場からすると国会の審議権というものが十分に認められない、行政先行だ、こういう批判が出てくると思います。ですから、あえてこのことについて大臣の見解を求めておるわけですが、もう一度お答えいただきたい。

○加藤国務大臣 国会の審議権はこれを最大限尊重し、そして十分な審議をしていただくことが、憲法上もまた政府の立場としても最も大切なことでございます。また、同じく米価審議会の御意見を承るということも政府としては重要な行政の一つでございます。そして、先ほどお答え申し上げましたように、今回の法改正の実施は来年度産麦からこれを行うということにいたしておるわけでございまして、国会で御審議いただくものの阻害になつたり、これを先取りしたりするというよう

な立場ではなくして、今日の我が国内における麦並びに麦需要の実情そのものを米審にお諮りになりましたが、米審から大多数の御意見をことしの麦価問題についていたいだと解釈をしておるところでございます。

○田中恒委員 私は、今の大蔵の答弁に不満足であります。一度決めたことですからどうこう言わないのでしょうが、政治的な配慮としてはこういうやり方は今後やらない、厳に慎んでもらわなければいけない、私はこんなふうに思います。そんなちょっとした今までの慣行上の価格の内容じゃなくて、今までなかつたものまで、新しく格差をつくっていくことがありますから、パリティから新しい方式へ変わっていくという切れ目のときでありますから、私は時期的には少し慎重でなかつたような気がしてなりません。このことを私の意見として記録にとどめさせていただきます。

そこで、麦の管理問題であります。現在の管理方式は国内麦の会計上の赤字を輸入麦で賄うといふ内外麦のコストブール方式というものをとつておるわけであります。このコストブール方式といふものは今後とも継続して取り扱っていくといふことだと思いますが、いかがですか。

○後藤政府委員 麦の政府売り渡し価格については、五十五年以来、内麦と外麦のコストブールして、内麦の管理にかかる費用と外麦の管理によります収益との收支を合わせたものに赤字が発生しないように売り渡し価格を設定するということを基本的な考え方としまして、いわゆる内外麦コストブール方式の考え方方に立つて決定しておるわけでございます。またこの考え方につきましては、五十六年七月の臨調の第一次答申においても認められておるところでございます。ただ、内麦の財政負担は近年の生産拡大に伴いましてかなり急速な増加傾向にありまして、その中で昭和五十五年から五十八年まで麦の政府売り渡し価格の引き上げでそれを賄つてきたということです

ございますが、近年、麦の内外価格差が拡大をしてまいつておりますこと、それから二次加工品の輸入が増大をしておりますこと、さらに麦輸出との安定的な関係に配慮する必要があること等から、内麦の財政負担の増大を外麦の利益に安易に求めるということにつきましては難しさも出てきている情勢になつてきております。こういつた中で、今後、國民に納得させるような麦管理を推進をしてまいるために、麦作の生産性の向上を図りまして、これを政府買い入れ価格にも反映をさせ、内麦の売買逆さや縮小に努めていくといたことがやはり重要なことと考えておるわけですが、これまでございます。したがいまして、私ども五十五年以來とつてまいりました内外麦コストブールの考え方の基本はこれからも維持をしてまいりたいと考えておりますけれども、この方式に安易に依存することなく、生産対策、構造政策との密接かつ有機的な連携のもとに適切な価格政策を講じておるということが大事だと考えておるところでございます。

○田中恒委員 そこで、きょうの新聞を今ちょうど見せてもらつたのですが、六十二年産四麦が八%増の百三十二万トン、北海道は史上最高、こ

ういう見出しがようの農業新聞に大きく出ております。麦の生産が比較的堅実にふえてきている

わけであります。一方では需要が減退しておる麦もある、こういうことになつておりますが、中

でも転作の影響でこれまで麦作をやらなかつた地

域が麦への転作に相当力を入れ始めてきておる。

これは経営の方針としても地力の保全という意味でも、いろいろな意味で麦作が有効であるといつ

たような視点もこれあり、東北、北陸などでは六

条大麦が急増しておるということであります。一

方、大麦、裸麦の需要は全体としては減退してお

る。こういう需給の関係、小麦については日本め

ん用を中心二二十万トンくらいですか、食用に大

分接近をしてきておるが、考え方によつては品質

改善などで相当幅広い需要があるといえはあるわ

けであります。品種によつてはことしから来年

にかけては大変厳しい、こういう状況が考えられる状況にあるのではないかと思うのですが、そういう中で麦の流通についての基準数量というものが

あつて、この基準数量が実質的な買い上げ限度

量のような性格を示しておるのかどうか。買い入

れ制限といったようなものは、これは食管法上は無制限買い入れと書いておるわけですが、

どういう考え方で臨まられるのか。特に、大麦、裸麦

についてこしろから少しこういう問題が具体的に出てきやしないかと心配するわけがありますが、いかがですか。

○後藤政府委員 御案内のとおり、麦の管理につきましては、小麦につきましても大・裸麦につきましても食糧用について申しますと、国内で生産

されたものを優先的に利用する、そしてそれと需要全体との差をわざ輸入をするという感じでや

つてまいつております。今そういう中で、小麦につきましては品質改善の問題が大変大事になつておるということで今回のような改正案も御提案申し上げておるわけでございますが、大・裸麦

につきまして、ただいま最近の需給事情から後の管理について心配なことはないのかといふお尋ねでございます。大・裸麦の需要は、近年大幅に

増加を見ましたし、うちやう用の需要が昨年から急激に減少を見ているということがございまし

て、精麦用の需要も依然として、かつてのような大幅ということではございませんけれども、減少

を続けております一方、供給の方は、転作面積の増加のもとで東北、北陸の小粒大麦の生産が増加

しておるというようなことで、需給の不均衡が心配されるという状況が見られるることは事実でござ

ります。

こういった需給事情を生産者初め関係者の方々に十分御理解をいただくということについて全力

を尽くしますと同時に、六十三年産麦の麦の管理

改善対策の運用に当たつてもこういった需給事情を考慮してまいる必要があろうと思っております。一方、大・裸麦の需要の拡大につきましても、私どもいろいろ努力をしなければならぬと思っておりますし、需給の不均衡が今表面化しつつあることはあるからといって直ちに買い入れ制限という考え方ではなくて、今後とも需要の動向

に即した大・裸麦の生産振興を図るという観点に立ちまして、生産者、実需者、双方関係者がいろいろな努力を払つてまいるということが何よりも重要ではないかと考えておるところでございま

す。

○田中恒委員 これは生産者と実需者との間の話し合いで、こういう麦をこういうふうな出荷の

荷姿をして、こういうふうにいつごろにどこでと

いう相談をして、それに基づいて数量などもやつておりますね。やっておりますが、ビール麦など

は代表的だけれども、買う方にすれば、自分のところの出した要求というか事項に該当したもの

を買つて、落ちこぼれが相當出ますね。商品という

のはそういう性格がどうしてもあるので、そういう

ようのものをどういうふうにすればいいのか。

実際は農協と業者の間でやつておりますが、これ

は相当苦労して、来年、ことしどうなるかといふ

のはそういう性格がどうしてもあるので、そういう

心配なんあります。しかし、全体的に見れば食

管のこの制度というものは堅持をしなければいけませんし、今はたしか一〇五%を上回つた場合の

は農作麦といつたようなことで小麦などは生産者が負担をしておるし、その他のものについても、

生産者もある程度資金を出して共済のような程度

の形で処理をしておりますけれども、事の動き方

によってはなかなかそんなりで済むような状況

ではなくなる心配もあると思う。一方では生産性

を高める、技術水準も高まつていくでしょうし、

産地化も進んでいくでしょう。ですが、全体として

は麦の需要は自給率から見ても大変低い。これ

を高めなければいけないと、いうことは農政の大きな眼目でありましょうから、そうなると、管理の

方法というものについて相当見直さなければいけ

ない面が出てくるような気がいたします。特にえさ麦、これが需要としては決定的に大きい、ほとんど依存しておるわけでありますから。しかし、価格差の問題が円高でこれほど大きくなつていて、財政上の問題が一つ大きな壁になつてきておるのだと思います。米ですらえさ米といったようなことを言つておるわけであります、需要創造の施策として、飼料麦を含めた食用なりその他の需要増といったようなものをくるめて、管理方式の中にも十分要素が取り入れられるようなものを考えなければいけない時期に来ておるようになります。

個別のいろいろな問題が多少あるわけであります、時間が参りましたから小さな個別問題まで入りません。そういう意味で、政府に聞けば、飼料麦はえさ麦の対策事業、これはもう今以上はやれぬ、あれだけ補助金詰めというかやられたのでやれぬ、こういう声があちこちから聞かされるわけであります。しかし、それでもやはりえさ麦対策というものに大きな眼目を置きながら麦の管理の合理的な組み合わせというものを考えていかなければいけないのではないかと私は思つております。

最後に、この点についての長官の御答弁をお聞きいたしたいと思います。

○京谷政府委員 国内産の飼料用麦につきましては、先生御指摘のとおり從来から大変限られた規模でございますが、六十年度以降で見ますと年間約四万トンを生産目標数量にしまして、一般会計それから実需者団体等の負担等を財源にいたしまして、した価格差補てんを行つて実施をしておるところでございます。ただ、この補てん金の財源につきましても、先生御指摘のとおり限界がありますので、現在のシステムのもとではこの数量の拡大というのには至難なことであろうと思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、各種の観点からこの問題について慎重な検討をしていくべき課題であるというふうに考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 大臣、このえさ麦の問題は、話が出た四万トンぐらいで、これは見通しが余り立たないわけですね。しかし、えさという問題は、場合によっては米も含めて我々は考えなければならない最大の課題だと思うのです。だから、管理方式もそうでありますと、相當思い切った需要拡大の方向を打ち出す必要がある、こう思います。この点を特に強く意見として申し上げて、この問題について大臣の御意見をお聞きして終わりたいと思います。

○後藤政府委員 麦のえさ化の問題でござりますが、御案内のとおり、現在輸入飼料の価格といふものは非常に安くなつております。これと、国内の麦は、食糧管理法の体系の中にあるということからも当然御理解いただけますように、食糧といふことでやつております。

穀物について、食用以外の用途としてえさといふことを世界各国それぞれ考へておるではないかといふ御議論はよくあるわけでござりますけれども、一つは、やはりそのコストの問題をどう乗り越えるかという非常に難しい問題がござります。それともう一つは、管理制度との関係にお触れになりましただれども、一方におきまして麦につきましては百数十万トンのえさ用の需要があるわけですが、これは今は食管とは別の世界で、輸入飼料の問題として扱つておるわけでござります。食管の中でその問題を取り扱うということになりますと、むしろ食糧用の需要よりも大麦をえさ食糧を通じて考へるということになります。

○玉沢委員長 辻一彦君。
○辻一彦君 残り時間が必ずしも多くありませんが、減反が強化され、そういう中で麦をつくる、ようやく麦が定着しかかつたと思うと今度は麦の価格が引き下げになる、そういう意味では農家としては非常に不安を持つておられるわけですね。麦作はこれからどうなるのだろうか、こういう不安が随分と農村にあります。こういう不安感があると、生産性を上げたり規模を広げたりといふこともなかなか容易ではないと思いますが、麦作に対する中長期的な展望というか位置づけ、日本の世の中を麦作はどういう位置づけをなされるかという点について、まずお尋ねしたいと思います。

○加藤国務大臣 麦は土地利用型の代表的作物でございます。また、転作の有力作物でもござります。六十一年産において、作付面積割合で転作二八%、水田裏作四一%、畑作三一%になつております。

麦は、水田作におきましては冬作物として稻作と有機的に結びつけ得る作物、また畑作におきましては、連作障害の皆無の観点から、イネ科作物として豆類、根菜類等と組み合わせた合理的な輪作体系を構成する作物として、土地、労働力、機械、施設の有効利用を図る上で重要な作物でございます。また、地域の条件に即した合理的な輪作体系のもとで、農業経営の柱となる基幹作物として農業所得の維持確保を図る上で不可欠な作物でもございます。

さらにつき加えさせていただきますと、麦は今省力化が進展しております、生産の組織化、中核農家への土地利用の集積等による作業単位の大型化を図ることによりまして、生産コストの低減を図り得る作物であること等から、我が国の土地利用型農業の健全な発展を推進する上で、今後とも重要な役割を果たしていくものと考えております。

○辻(一)委員 全般的な麦作の位置づけということは今伺いましたが、その中に触られてはおりましたが、転作麦の将来ということ。この転作は、北海道の麦、畑作の麦と水田転作の麦はかなり違う面があります。北海道も転作が随分多いわけですから、麦をやつていらつしやれば共通する点がありますが、畑作麦とかなり違う点がある。

それは生産構造もそうであるし、品質の点でも、この間参考人等の意見の中にもいろいろと指摘をされておりました。転作の麦が必ずしも品質の点で高くはない。しかし、今大臣の答弁のとおり、転作の重要な作目である。こういう点を考えた場合に、転作麦の将来はどうなのかということをもう一度お尋ねいたしたいと思います。

○浜口政府委員 ただいま大臣から、基本的な麦全体についての位置づけというのをお話し申し上げましたので、補足的に私の方から、今先生御指摘の転作麦につきまして、事務的に答弁させていただきます。

転作麦につきましては、これも大臣お話し申し上げましたとおり、六十一年産におきまして作付面積のうち二八%を占めておるわけでございます。今後とも稻作と有機的に結びつけ得る作物といたしまして、ことしから発足をしております水田農業確立対策の中に重要な位置づけをされておりまし、今後の確立ということで推進する重要な作物という認識がますます強くなつてくると考えます。

こういうことでございますので、麦全般的振興対策に当たりましては、一つは加工適性の高いわせの多収の品種の育成というのがどうしても必要になります。さらに、地域の条件に即した麦作技術の改善もまた必要でございます。さらに、共同乾燥調整、ばら流通の推進によります品質の均一と物流の合理化というものが必要でございますし、また構造政策的に、中核農家を中心としたまし生産組織の育成を推進することが必要だということで、諸施策を推進いたしているところでござります。

特に、先生御指摘の転作麦につきましては、以上のおほかに、特に排水条件の改善ということから、土地基盤の整備を図るということがどうして必要になつてしまひります。また、田畠輪換といふことを行います場合に、集団的、計画的な土地利用を推進していくことがどうしても必要になりますので、こういつた生産性の向上及び品質の向上というものに重点を志向いたしまして、今後転作麦の振興を図つてしまひたいというふうに考えておるものでござります。

○辻(一)委員 転作の麦にも随分とウエートを置くといふ点は理解しますが、そうなりますと、きんによつては減反が強化されるかもしけないといふようなニュアンスの記事をちょっと拝見したのですが、大臣のあれとして、ことしの米の作況のいかで減反はもうこれ以上は非常に無理であると思いますが、小麦を中心とした麦の自給率をこれからさらにもう少し高めていくつもりなのか。今大体一二とか四、五というところにありますから、小麦は一二%くらいになつておりますが、さらに自給率を高めることを考えるのかどうか、そらについでの考え方いかがでしょうか。

この麦の自給率につきましては、昭和五十五年に公表されました「農産物の需要と生産の長期見通し」というものの中で、目標年次であります昭和六十五年につきまして、小麦について一九%、大・裸麦につきまして一七%、トータルいたしまして一八%の目標を掲げて見通しをしているところであります。

るでござります。これにつきましては、作付面積あるいは作付規模等々、生産量につきましても同じような数字を掲げております。面積について五十二万ヘクタール、それから生産量百八十万トンといふことを掲げておりますが、こういったものにつきまして、昨日発表されました数字等を見ましても七〇%台の達成率ということでございまして、今後いろいろの品質の問題等ござりますけれども、国内生産の中におきまして品質の向上されるいは生産性の向上等を図りまして、こういった公表された目標等に即しまして対策を講じていかなければいけないというように考えております。

また、「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」というものが昨年の十一月に公表されまして、その中にござりますように、日本めん用等を中心として、総需要の一定程度の国内生産を確保することを旨として生産の振興を図つていかなければいけないということが書かれておりますが、そういった報告あるいは見通し等に従いまして対策を講じていきたいというふうに考えております。

○辻(一)委員　今も大臣、また局長答弁にも触れられておりまし、過日の参考人の意見等を伺つたり読みでみますと、いろいろ触れておりますが、やはり質のいい麦をつくらなくてはならないという、国内に麦を需要する消費者等々の希望に合つようなものをつけつていかないと、量があつても、もしもなかなか売れていかないようになつた場合に非常に問題が起つ。こういうことを考えると、質のいい麦、言うならば日本のめん類ではオーストラリア産のASWという品種が非常に向いておるということを言われております。こういう品種をつくらなくてはいかぬじゃないか。米に力を入れたために、畑作の方の品種改良はある面では非常におくれておつたと思うのですが、妻もその例に漏れないのではないか。こういう点でおーストラリアのASWクラスに匹敵するような質の品種をつくり得るめどはあるのかどうか、それをひとつ伺いたい。

多収性、早熟性、耐病性というような、つくる方の技術といいますか、そういう要因と、それから品質面で製粉適性とか製めん適性とか、そういうことが非常に大事なわけでございまして、そういう面で國の試験場も一生懸命にやつてまいりまして、チホクコムギとかニシカゼコムギというような新しい品種をつくつておるわけでございます。今お尋ねの、オーストラリアのああいつた品種と同じようなものができるかという御指摘でございますが、小麦はもともと非常に冷涼で乾燥したところにできるという、原産がそういうところでございまして、日本のような高温多湿、冬は極端に寒くて夏は急に暑くなる。その間に梅雨がある、そういったところではなかなかつくりにくいわけでございまして、オーストラリアの同じ品種を日本へ持つてきてつくりましてもなかなかできない。それは熟期が遅くなつて梅雨にかかつてしまふとか、あるいは赤カビ病とかそういう湿り気の多い状態で出てくる病気が多いとか、いろいろな面で同じ品種を持ってきてもなかなかできないわけでござります。品質のいいといいますか、そういう性質だけを日本の麦に取り込むというようなことで私ども努力をしているわけでございまして、農林六十一号というのは今の品種の中では比較的に使いやすいということで、とりあえずはそいつた六十一号並みの品質でつくりやすい麦といふようなことに重点を置いて最近ではやってまつております。さらに、今申し上げたようなオーストラリアとかいろいろなところの品種の特性を取り入れてそれ以上の品質を持つた麦をつくつていこうということで、六十二年度から新しいプロジェクトを発足させておるところでございます。

ない、こういう感じがします。この麦の場合に、日本は品種がたくさんあって、それを外国に渡し向こうにも何か役に立ち、向こうの優秀品種を入れて相互に役に立つというような可能性は麦についていかがなんですか。

○畠中政府委員 麦の場合には国際品種比較試験というのがございまして、相互に品種を取りかえで、それぞれの土地で品種の比較試験をやるということにも日本側は参考をしております。まことに私どもも、麦の原種あるいは栽培している品種などを向こう側のいろいろな各国の試験場と交換をしたりして、かなり蓄積を持っております。また、日本の麦の中で農林十号という、これは戦前につくられた品種でございますけれども、これがメキシコに渡りまして、麦の国際的な試験研究機関でいろいろな品種に交配をされて、非常に短い品種でございますけれども、各国の麦というの是非常に長い品種が多いのですが、短稈のそういう品種も役に立つておるわけでございますが、もともと原産でございませんし、そういう短稈とかある命のインドとかいろいろな国での原動力になつた品種もござります。そういう意味では私どもの品種も役に立つておるわけですが、かなりお役に立つ品種があるので、パン用の品種とかあるいは耐病性とか、そういうつくりやすさという点では一生懸命改良をしてまいりましたので、かなりお役に立つたと思ひます。このおくれかなりの期間、麦の場合は品種改良の力が弱まつた時期が相当あつたと思うのですが、このおくれを取り戻して、日本のバイテクであるとかいろいろな高度の技術、育種技術等を使えば、今までの乗せていくということをやつておるわけでござります。

ようにも長期を要しなくともかなり短縮して品種改良を図る道もいろいろあると思うのです。そういうものを政策的に力を入れれば、今の日本の技術をもつてすればかなりこたえ得るのではないか。

品種がようやくでき上がりてきた。現地で三人の方々は大変頑張っておりまして、その御苦労には心から敬意を表した次第であります。

これから稻については、雲南省は稻のルーツとも言われますが、今まで日本から三百種の品種を持ち込み、向こうからも三百品種を日本に送つ

○辻（一）委員 この点もう詳しくは申し上げませ
んが、中国には在来のやり方で大変有効な方法が
いろいろあるのですね。例えばスズメを追うた
いと思っておるわけでござります。

るという言葉を触れられまして、他の役所からも随分行つておったのですが、農林省はどうしてあんなことを言われたのだろうといった、北京滞在中にもその感謝という言葉が出た原因についていろいろ私に御質問があつたわけであります。私は、先輩や同僚、あるいはまた農林省の関

○加藤国務大臣 私は、ある面でいいますと、実需者のニーズに合つた、そしてまた加工適性のすぐれたものをつくるなければならない、そういう意味におきまして品質改良は焦眉の急である。先ほど畠中局長がお答えいたしましたが、わせて多収穫で品質のいいものを大いに研究して、早期に開発していただきたいということで、実は補正予算の前にも大変督促をいたしたところでございます。

て、相互に交換をして品種改良をやつておる。向こうは稻の原産地ですから品種はもつと多いと思うのです。我が国は近親交雑をずっと繰り返してもう残りはだんだん少なくなつてゐるかもわからぬといふのですが、国際的にいふと、これからは対等に数を交換して進めていかなければならぬ。こういう状況の中でさらにこれを進め得る可能性、手持ちの品種とかをもつてさらに進め得る可能性、そのめどはどうなのか。これをちょっとお尋ねしたい。

に、我々はよく子供の時分にあぜ道に立つてスズメを大声を出して追つた記憶があるのですが、中国の雲南省あたりの水田地帯では、非常に広いところですが、やはりスズメをあぜ道に座つて追つておるのですが、この試験場ではスズメがおらぬのですね。聞いたら、タカをこぶしに乗せて一人がずっと試験場を回つておるのでした。スズメはそれに恐れをなして全然寄りつかないといふのです。これは天敵をうまく使つてゐるなどいふ人がいたのですが、どういう分野でもそれを感じました。

係の皆さん方が誠心誠意、真摯に取つ組んでいた
だいた結果である、こういう説明を実はいたした
わけでございます。先ほどちょっととお答えした
として、木材関係においてもあるいは豚関係、
稻関係においても、あるいはそれ以外の農業貿易
面におきましても、今後幅広く親交を深めてい
く。特にバイオに伴うそういう問題につきまして
は、国柄が広いわけでございまして、いろいろな
原種の遺伝資源というものを持つておられると思
うわけでございます。先ほどちょっととお答えした

○辻(一)委員 予算がなければ仕事は具体的に進められませんですから、大臣、これはひとつ大いに頑張つてやつていただきたいと思います。

品種改良の問題に触れましたので、麦の問題はまだあるのであります、ちょっと関連して、この機会に一、二伺つておきたいと思います。

○畠中政府委員 中国との間で、つと品種改良をやつてまいつたわけでござりますが、御指摘のように雲南省が稻の発祥の地というふうに言われております。それで、私はもととして非常に期待をいたしておりますのは——大変高い標高のところで稻をつぐつておりまして、耐冷性の強い稻の遺伝子を持

土着のやり方でいろいろない方法があると思うのですね。タカの話は別として、ひとつ大いに日本中でそういう面のいいところを吸収してやってもらいうことが大変大事ではないか。日中関係はいろいろな分野で今前進しております。昨年は松くい虫に強い松を育てようというような日中間の協力が

のですが、実は補正予算におきまして、これからバイオの時代が来る、そこで世界の原種の遺伝資源を思いつく限り、金で買えるならばドル減らしと政府調達ということで出すようにと私は官房長や局長にも随分言つたのでありますけれども、辻委員御指摘のように原則としてバークーというこ

先ほどちよつと申し上げた中国と日本の合作によるところの稻の品種改良です、七月三十日から昆明の方に私行きましたものですから。ちょうど農林省から二人、それから宮城県から一人来て、三名の研究官が雲南省の科学技術院農業試験場で現地の中国の皆さんと協力をして、日中合作の稻

つた品種というののはかなりありますので、そういうつたものを中心にして私どもの方へいただいて育種に使つてきているわけでござります。日本からいは、原種といいますよりはむしろ改良種で、日本でいろいろ改良をして、今のお話のような短稈多かけつ型ができるだけ収量の高い、そういういたもの

もありましたし、今進められているこういう品種改良等々、ぜひこれから継続して力を入れていただきたい。政治的にはぎくしゃくする時期がよくあります、そういうことは別として大いに努力してほしいと思うのです。

となので、そこら辺がなかなかうまくいかないものだなということを実は痛感したわけでござります。

の品種改良をやつておる。その実態を一日見せてもらいました。この雲南省の稻は、穂が百五十粒くらい、非常に大きい。しかし稈が長くて分かれつけ少ないので、我が國の場合は、穂の数は少し少ないけれども、短稈多分けづ、こういう特徴を持つておる。これらをかけ合わせて、今中間型のかなり有望な二つの品種をつくり上げておりまして、近く、今度は地方の相当な面積にわたる試験に出す

向こうに送って、向こうの稻と交配をする。
それからもう一つは、向こうの方に第波に来て、
いたしまして、私どもの試験場の中に入つて、
育種技術というのはまだ私どもの方がかなり高い
水準のものを持つておりますので、そういうもの
を勉強していただくという技術の方の提供もござ
いますので、品種は三百種以上出せるかどうかと
いうこともございますけれども、むしろ育種の手

な状況で、一人の方は御家庭もありましたが、なかなか労働していらっしゃる。外地に行つた研究員や専門家の人方が十分安心して研究を続け、そして成果が上がるような配慮もぜひしてほしいと申うのですが、日中のこういう協力も含めてひとつ力を入れていただきたいと思うのですが、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 六月に日中定期閣僚會議がありました。私も参加したわけであります、全体今議の席上で中国側の農牧部長さんあるいは外外經済貿易部長さん等が日本の農林省に対して感謝して

ていくのか、そこらの見通しがつかないと、規模を広げようといつてもなかなか踏み切りがつかない、農地を拡大しようといつても踏み切りがつかないと思うのです。そちらの価格水準を日本の状況の中でのくらいのところに置こうとするのか、これについてひとつ伺いたいと思います。

す。既にお咎え申し上げておりますように、改正法成立後に米価審議会で算定方式の検討をしていただくということになつておりますし、さらにその際、現行の価格との行政価格としての連続性と、いうことも当然配慮すべきだという御意見も当委員会で出されており、また私どももそういうことに配慮しなければいかぬというふうに考えておるわけでございますので、米に比べまして非常に多様な表作のあり方ということを踏まえて、どういう価格算定方式をとっていくかということはこれから小委員会の中で十分議論を尽くしていただきなければいかぬ問題だと思っております。

たた、お尋ねの冒頭にございました内外価格の問題でございますけれども、私ども内外価格の是正のための努力をできるだけしていかなければいけないという考え方を持っていますが、この内外価格差を何年後になくすとか、あるいはまた内外価格差というものを一つの算定方式の中に纏り込んでそれに向かって何か縮小のための機械的な目標を立てるというようなことは難しいと考えております。

それは理由は二つございまして、一つは、今日時点での麦の内外価格差というものを小麦について見ますと、輸入麦の六十一年産の私ども食糧庁が買い付けております平均の買い付け価格と国内産麦の六十二年産の政府買い入れ価格を比べてみると、六倍というよろくななり大きな開きがあります。ただ、これを過去二十年くらいとつてみると、六十一年の平均の外国産の買い付け価格がトントン当たりで二万八千八百円というのが水準でございますが、穀物価格が国際的に高騰いたしました昭和四十九年あたりを見ますと七万二千五百

百円というようなことで、倍以上の差があるわけでもござります。国際価格と申しますのは、各国とも国内で価格安定政策をとつておりますので、それのしわが国際価格に寄つてくるという性格を持つておりますとして非常に変動が激しいということが一つございます。もう一つが、我が国の国土条件の制約等がございますので、そういう制約のもとでできるだけ効率的な生産に努めていただくにしますても、この国際価格と完全に一致させるというようなことはなかなか困難であろうと思つております。

私どももやはり表の生産性を高めながら、より多くの努力を価格政策、生産政策あるいは構造政策、連携をとりながらやってまいり、それを価格にも反映させていくということを考えておるわけですが、さしあたりは、国際価格と直接にリンクした価格算定というふうなことは難しいだろうから、ということを考えているということだけは申し上げますけれども、

○加藤国務大臣 ござつて、いたいたいと思います。

ですが、農産物個々についての内外価格差はそれまた違う問題がある。そしてまた、先ほどお答えいたしましたように、我が国の自然、地形というものを考慮した場合に、土地利用型農業といふものと施設型農業といふものについても違う官がお答えいたしましたように、我が国の自然、地形といふものを考慮した場合に、土地利用型農業といふものと施設型農業といふものについても違うことがある。そういう問題で、生産者、すなわち農業関係者が、内外価格差の是正ということを政府があるいは農政審の報告でよく言うんだけれども、一体どこまでは是正していくんだ、全く横並びにするのかという不安感もあるわけでございまして。先ほどちょっと申し上げましたように、生産者価格、あるいは麦の場合なら麦を使つたパン

あるとかあるいはマカロニであるとか、こういった製品になつた場合の消費者価格の内外価格差があつてゐるという問題。これは国民全般として今後大いに議論してコンセンサスを求めていかなければならぬない問題であるということを、農産物については特に注意を要する必要があるということを闇議で

も相当強く言つたことがあるわけでござります。今は食糧管理法の麦価の改定問題を議論していただいておるわけでござりますけれども、そういう点を考え内外価格差の是正はぜひ図つべき、消費者あるいは納税者に對して理解と納得をしてもらわなければならないという大変重要な事がりますが、しかば、その差をどこまで、どうやつてやるんだということについての問題については、さらに国民的コンセンサスを今後深めていく必要があるわけでござります。そういう点、大いに各界各方面の御議論をいただきて今後やっていく。何もかも一律に内外価格差を是正し、横並びにするわけではありません。特に農産

物のようなものは、先ほど長官をお答えしましたが、ちょっとした気候、天候、その他によつて土地の条件といふものも配慮し、消費者にどの程度の価格差まであるべきかといふのが、ある面ではこれから我が国が農政においても非常に重要な問題になつてくると考えておるわけでござりますので、一律横並びでござらぬというようなことを考えておるわけではございません。

○辻(一)委員　いづれ米の算定方式等々が論議されると思いますから、詳しくは、具体的にはまことに譲りたいと思います。

あと一、二点でありますべく、この前、米審のときに開かれた七月三日の委員会でもちょっと触れたのですが、大臣いらっしゃらなかつたのでちょっと重複しますが、大臣に一言お尋ねいたし

四

してPSE、CSE、生産者保護基準、それから消費者保護基準等々がつくられておりますが、詳しいことは別として、ピアット農業局長にこの間OECLOUDにて会つたときに、我が国の状況からすると、日本の農業の、災害がいつもあるということだと農業共済とか土地基礎整備等々、全部保護基準に入れたので、日本の農業の特殊性を全く無視することになる、こういうものは改善すべきだということをいろいろ意見を申し上げて、それについて改善のための検討をする必要があるということをピアット農業局長は答えておりますが、しかしそれについては日本から具体的にこういう点を考えてもつとこう改善しようというものを出さないと、やはりああやつてつくられた物差しはひとり歩きすることになるのではないか、こういう懸念も持ちますので、農林省としてはこれららの改善に向けて具体的にどういう手順でどうするのか、これをひとつ、大臣向こうにも行つていらつしやつたし、伺いたいと思うのです。

えております。

この場合、今申し上げましたように、その作業中でございまして、具体案は固まっていないわけではございますけれども、特に念頭に置いておりましては、内外価格差の算定に当たりまして、需給事情の変化などによりまして国際市場価格が変動いたします。また、為替レートの変化に伴う変動も大変大きなものとなつております。こういう要因をできる限り除去いたしますし、あるいはまだ平準化して実態に近いものにどうやつたら改善でござりますので、貿易の実情なり我が国で問題にいつもされております自給率の問題等が反映されおりませんので、これらの点でやはり改善を考慮する必要があるだろう。それからただいま辻委員が御指摘になりましたように、すべての政策、措置、農業共済でありますとか基盤整備でありますとか災害対策に係るものでございますが、これがその効果とは関係なくすべて一括してとらえられておりますので、こういう点もやはり問題であります。こういう点を十分吟味いたしまして、我が国といたしましても具体的な案を用意してOECODの場に臨んで適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○辻(一)委員 最後に構造改善局の方にちょっとお尋ねするつもりだけれども、時間の点から割り切らせてもらいますから、また次の機会にお願いします。

外務省、来ていただいておりますが、この間農林省と外務省で一遍協議をしてほしいと言つて注文をつけておいたことがあります。それは、海外大使館、公使館に行くとアメリカの加州が出て、いつも食べられますかということになつてしまふ。やはり日本の一番いい米を在外の大半や公使が会食等には使うような状況をつくる必要があるのではないかと思うのですが、法的に余り問題がないというふうにこの前食糧庁の答弁も聞きましたので、外務省 そういう要望があれば具體

的にやれるのかどうか、簡単で結構ですからちよ

つとお尋ねしたいと思います。

○折田説明員 在外におきまして大使等が設宴をいたしますときに、その材料を何にするかといふ

質疑を続行いたします。武田一夫君。

○武田委員 食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

本題に入る前に二つばかり、農家の皆さん方が非常に関心を持って注目している問題がありますので、その点をまずお尋ねしておきたいと思いま

す。

まず第一点。言われるところによりますと、政府が今、超過米の臨時特別集荷制度についていろいろ考えられているということをご存じますが、この中で新規参入の問題についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

午後一時三十二分開議

○玉沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

しかししながら、まだ予約限度超過米の集荷状況は必ずしも十分ではないというふうに考えられるところがございますし、本年産米につきまして、作柄等によって予約限度数量を超える超過米がかなり発生するというような場合には不正規流通が増大するおそれもございますので、集荷活動の活性化によります適正集荷の確保を図るという観点から、六十年産米から行つてまいりました特別集荷制度の見直し検討を内部的にも行い、そしてまた関係の諸団体とも現在協議をいたしております。

今、武田先生御指摘のございましたような転作の推進、あるいはまた水田農業確立対策の推進といふこと、農業者あるいは団体の皆さん方は二つの点から非常に心配している。一つは、生産者と農協の皆さん方がいわゆる主体的な努力によりまして水田農業確立対策を行おう、こういうことでありますけれども、その対応に混乱をしかねないという心配をしている。もう一つは、それと関連するわけであります。転作目標の達成にも悪影響を及ぼすという心配をしているということでございまして、この点については恐らくきょうあたり、東北、北海道の農協の代表が食糧庁あるいは政府の方に何らかの要望に来るのじゃなかろうか、こう思ふのですが、慎重に対処しなければならないと思うのであります。このようなことにつきましてどういうふうにお考へなのか、その点を

お尋ねするつもりでありますから、こちら送つております。

○辻(一)委員 大臣にも要望しておきますが、コシヒカリ、ササニシキ、そのほか日本の有名な銘柄米がありますから、せめて大使がほかの人間に勧めると、さういうふうに考えております。

○玉沢委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

○後藤政府委員 予約限度の超過米の問題につきましては、競争条件の導入によりまして的確な集荷を図るという趣旨で、六十年産米から、一次集荷業者が時期及び地域を限つていわゆる登録生産者以外からも集荷できる道、これを特別集荷制度と呼んでおりますが、その道を開いておりまして、六十年産米では約八千トンでございました

が、六十一年産米では十七万トン近くということが、一定の成果を上げてまいってきております。そこで、一定の成果を上げてまいってきております。

試金石として、こういう大変なときに一生懸命生産者と団体とが力を合わせてそういうものを未然に防ぐという中から食管というものをしつかり守

るのだという一つの方向を打ち出すというか、そういう行き方が必要だろう、こう私は思うのです。

この点そういう指導をしつかりして、こういう新規参入、特に特定米穀集荷業者というのは、聞くところによると、くず米の流通にはかなりいろいろと暗躍した連中もいるということでありまして、そういう連中が減反をしないような農家に行つて買い込むようなことがもし起つたらえらいことだということ警戒をしているということですから、そういう不安や心配を一掃するような対応を私は期待しているのですが、この点どうでしょうか。できれば大臣からもこの点については大事な問題なのでお答えいただきたい。

○後藤政府委員 お話しございましたように、地域によりまして既存の集荷制度、そしてまた過去二年やつてまいりました特別集荷制度を通じまして集荷が非常によく行われているところ、それから必ずしもそうでもないところ、私どもいろいろ買入力をやつております中で、かなり地域差があるという認識も持っております。お話しございましたように、まずは既存のそういう体制の中ができるだけ適正な集荷をし、正規のルートに米を乗せていくというための努力に万全を尽くすといふことは当然のことです。さらに一步進めて、これまでの集荷のやり方に競争条件を入れてあるということにつきまして検討をいたしておりました。おわけでござりますけれども、その際もそれがかえつて流通の乱れになるということがないようない、その仕組みなりあるいはまた集荷に携わる者の活動の仕方につきましても、私ども十分にその点は配慮してまいりたいと考えております。

○加藤國務大臣 本年より順次やになりまして、不正規流通米の横行が激しくなるのではないかと懸念を持つて、何としても食管制度の基本を守るためにそういうものを防いでいかなくてはならない、そういう点で系統の皆さん方も必死で頑張り、努力していただいております。先ほど長官からお答えしましたように、またある面では競争

原理の導入もし、特別集荷業者もきめの細かいところに目が届くようなことをやつてくれるかもわからないと思うわけですが、要は食管制度の基本を守り不正規流通を防ぐ、正しい流通をあくまで守るという立場で我々考えておるということを申し上げておきます。

○武田委員 関係者との話し合いの中でひとつ慎重に、そしてまた混乱のないような対応をお願いしておきたいと思います。

もう一つは、良質米奨励金の削減の話がちらちら出てきたということございまして、これは今

の日本の米穀政策の中で守るべき一つの根幹ではないかと私は思うのであります。良質米の志向が消費の拡大等に相当な貢献度がある。特に大消費地におきます良質米の消費量は結構消費拡大に大きな力を發揮している。しかも、農家自身も御苦労が大変である。東北などの例を見ますと、最近は良質米の方を多く作付しようという傾向があふえているわけでございます。先々月でしたか北海道へ参りましたが、北海道でもそういうおいしい米をつくろうと一生懸命で、ホクレンの皆さん方の代表と会ったときも、北海道の米はおいしくないという汚名を返上ということで大変なPRをしてまた努力もしている。そういう良質米生産の意欲や消費者の良質米志向に水を差すようなことは米穀政策上まさに遺憾なことではないかと思うにつれて、関係の皆さん方は現行の確保はどうしても

減合理化が決定されたことは御存じのとおりでございます。第二には、その後、行革審答申が六十年産米の政府買入価格のあり方とあわせていろいろな議論が行われまして、六十年十二月の予算編成時期に六十一年産の良質米奨励金の縮減合理化が決定されたことは御存じのとおりでございます。第三には、食管制度の運営改善の一環としまして、今私どもで米流通研究会を開きまして、自主流通米制度の運営の見直し充実あるいは自主流通の拡大等につきまして本年十月末を目指して検討を行つておるわけでござりますが、その中で自主流通米拡大のための自主流通助成全体の体系あるいは水準のあり方という問題についても今検討が行つておるところでござります。これらの事情を十分念頭に置きまして、この問題につきましては各方面大変御関心の強い問題でもございますが、そういうことも踏まえて慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

○武田委員 このようなことが新聞やその他で出てきたことによつて農家自体が、それじゃもう別な方向へといふようなあらぬ心配をかけることは私は非常に遺憾だ。それでなくとも毎年のように農業といふものは御苦勞ばかりが連続して出てまいります。食糧庁長官も農林水産大臣も大変御苦

難をされるその何倍もの苦労が現場の皆さん方に覆いかぶさつてくる。ということは、精神的にも肉体的にも経済的にもあらゆる面から大変な問題でございますから、慎重な対応を私はお願ひ申上げたい。以上二点をお願い申し上げます。

まず、大臣に政府の麦作振興について伺いたい。六十二年度以降の新たな水田農業確立対策の取り組みに当たりましては、転作対策、農地の高度利用対策のかなめとなるものと考えられているわけでございまして、そういう意味で麦作振興は非常に重要な課題ではなかろうかと思うわけであります。そういう意味で、今後の政策の対応を多くの関係者は期待をして見守つておられるところではなかろうかと思うわけでございまして、こうした麦作振興に対する基本的な方向をひとつお示しをいただきたいと思います。

○加藤國務大臣 午前中にもお答えいたしましたところでおざいますけれども、麦は土地利用型の代表的な作物でございます。また転作の有力作物でもあるわけでござります。六十一年産につきましての作付面積割合で、転作が二八%、水田裏作四%、畑作三一%となつておるわけでござります。

水田作におきましては、冬作物として稻作と有機的に結びつけ得る作物として、また畑作におきましては連作障害の回避の観点から、イネ科植物として豆類、根菜類と組み合わせた合理的な輪作体系を構成する作物として、土地、労働力、機械、施設の有効利用を図る上で重要な作物でござります。

また、地域の条件に即した合理的な輪作体系のもとで、農業経営の柱となる基幹作物として農業所得の維持、確保を図る上で不可欠な作物でござります。

さらに申し上げますと、麦は省力化が進展しております。これらによる作業単位の大型化を図ることによりまして生産コストの低減を図り得る作物であることのもとで、農業経営の柱となる基幹作物として農業所得の維持、確保を図る上で重要な作物でござります。

さらにおおきな観点から今後の対応をしかとしてほしいと思うわけですが、またいろいろなことについて、政府としてはそういうことを期待しつつこの問題についてござります。削減などと新聞等に書かれていることにつけて、政府としてはそういうことを期待しつつこの問題についてござります。このことにつけては、どうかそういう大きな観点からおおきな観点から今後の対応をしかとしてほしいと思うわけですが、またいろいろなことについてござります。

私は一言お聞きしたいと思うわけであります。このた

性の高いわせ、多収品種の育成、普及等による加工適工適性の向上ということと、それから次には地域の条件に即した麦作技術の改善による収量、品質の高位安定化ということ。あるいは三番目には共同乾燥調製、ばら流通の推進等による品質の均一化及び物流の合理化という問題。あるいはその次の四番目の問題としては、期間借地、作業委託等による中核農家への土地利用の集積問題等、中核農家への土地利用の集積及び中核農家を中心とした生産組織の育成等々を図ることによりまして生産性の向上、とりわけ生産コストの低減、需要のニーズに即した品質の向上、物流の改善を推進してまいりたいと考えておるところでござります。

○武田委員　そこで今回の食糧管理法の一部改正というのは、量的拡大のみを志向した麦作振興から、生産性の向上と品質の改善を基本とした麦作振興に速やかに移行するという緊要の課題に対応するものである、こういうことをうたっているわけであります。これはこのとおりでございますか。一応確認をしておきたい、こう思います。

○加藤国務大臣　今も申し上げましたが、麦につきましては、近年国民各界において農産物の内外価格差に多大の関心を持たれている中で、現に進展しつつある生産性の向上を価格に反映させていくことが必要でございます。また、麦は近年裏的には生産が拡大してきておりますが、品質面で外國産に劣るとされるものが多く、また国内産麦の品質問題が顕在化しつつあります。しかしながら、現行規定によるパリティ価格算定方式は、このような課題に適切に対応することができないものとなつてゐるため、今回の法改正により、今も武田委員おっしゃいましたが、いわば量的拡大を志向した麦作振興から生産性の向上と品質の改善を基本とした麦作振興に速やかに移行するという緊急、緊要の課題に対処しようとするものでございま

ところで、この量的拡大のみを志向した麦作振興、こういうのでありますと、小麦と例えれば六条大麦ですか、この二つを例にとって昭和五十七年から六十一年、私は全国と一応東北を取り出してみたのでありますと、五十七年全国平均十アール当たり三百二十六キログラムです。五十八年が三百三、五十九年が三百十九、六十年が三百七十四、六十一年は三百五十七キロと十アールの収量が出ております。

東北をちょっと見てみました。五十七年二百七十八、五十八年三百四、五十九年、これは何かありましたのでしよう、百三十八、六十年二百七十六、六十一年は二百五十と、全国平均から比べるとかなり東北が悪い、収量が少ない。

各県別にちょっと見てみましたが、例えれば五十七年は福島県が二百八十五キロ、これが一番収量が多かった。山形県が百六十六キロ、我が宮城県が二百三十四キロ、随分差があります。五十八年は秋田が東北平均の三百四に対して三百七十六、これは平均をぐっと上回っている。全国平均よりも高い。ところが宮城県がこのときは最低で二百五十キロ。五十九年が百三十八キロ、このときはやはり十アール当たり福島三百九十四キロ、青森は八十三キロ、宮城県も八十五キロ。六十年が平均二百七十六に対しても岩手県が三百五、宮城が最低で百八十三。それから六十一年は平均二百五十に對して岩手が二百九十八、秋田が二百、一番最低。全国平均よりも非常に低い上にばらつきがかなりある。

それから六条大麦の場合も見てみますと、五十七年、全国平均が三百十二、そのとき東北が二百六十二の平均で秋田が三百九十七、これはかなりいいわけであります。山形が百八キロ。それから五十八年が全国平均が三百四十三キロに対しても東北が三百三十四、秋田が四百五一、かなりいいわけです。青森が二百三十八。それから五十九年が二百四十一、これはまたがくんと全国平均よりも減っております。このとき東北は百八十五キ

口、そして秋田がこのときでも三百三十二、非常にいい。ところが山形はわずか九十七キロです。六十年は全国平均三百三十一キロに対して東北が三百二十四、秋田がまた伸びまして四百七十。ところで青森はその半分以下、二百二十。そして六十年、全国平均が二百九十五、それに対して東北が二百九十、そのときも秋田は格段にいい成績で三百九十二キロ、ところが山形は百二十九キロ。地域によって、例えば秋田などは全国平均上位十傑の中で、六十一年度は第四番目に入っています。このデータを見るとわかるわけでありますが、宮城も秋田も福島も全国十の中に入っています。わけで平均よりもいい、あるいはかなりいい。ところが、かなり悪い地域もたくさんあります。量的な面において非常に不安定である。

こういうような状況で、これはわずか五年間のデータでありますか、今後またこれから三年、四年、五年といったときに、こうした低い生産の、要するに収量の低い地域等に対するご入れというのはどうしなければならないのか。これは気象条件とか技術の問題とか土地の条件とか、あるいはまた担当者の、いわゆる農家の皆さん方の対応の仕方とかいろいろあるのかということを考えますと、量的な問題では、まだまだ量的拡大といふのも必要な箇所が相当あるんじゃないかという点について、量的拡大のみ志向した麦作振興から生産性の向上と品質の改善を基本とした振興に移るということも結構なんだと思いますが、こういう地域に対する量的拡大、しかも安定した拡大志向といいますか、この対応も考えなければならないのではないか、こういうふうに思っているのでございますが、この点についてどういうふうにお考えでしようか。

○浜口政府委員 ただいま先生は東北の各県の事例等につきまして、麦作の生産状況についてのお話をされたわけでございます。

先生おつしやるようすに、収量水準というのを見ました場合に、全国的にあるいは地域的にかなりの高低があるわけでございます。これまでいろいろ

るな対策をしてまいりましたけれども、干寒害あるいは収穫期の雨の害、湿害等の気象変動によります年度間の豊凶の差が大きいと、いう点がございます。また、繰り返すようでございますが、地域間におきましても、関東、四国では比較的収量水準が高くて安定をしておりますけれども、北海道等、今先生は東北の例を引かれたわけでござりますが、収量水準は高いものの、変動が大きいという事例もあるわけでございます。また九州におきましては収量水準が低くて不安定な状況にあることも事実でございます。そういう意味で地域間格差の是正、収量水準の高位安定化というのが重大な課題になつておるというふうに考えておりまます。先ほど大臣から御答弁申し上げましたときには、今後の生産の振興の考え方といたしまして、第一番目の地域の条件に即した麦作技術の改善による収量、品質の高位安定化というのも重要な要素だということを申し上げた点はその点を指しているというふうに考えておるわけでございます。

○武田委員 それを取り上げたのは、これから進む方向と、今局長が答弁した方向の両面作戦でいかなければならぬ。何か一つのものが出来ますと、どうもそちらの方が影が薄くなつていく。やはり地域によってはまだ量的な拡大の方向へのところれをしながら、できればそれと同時に品質の向上と生産性の向上というものが一緒にやればこれにこしたことではないわけですから、こういうおくれている地域がまた減反の対象としてかなり苦労している地域もあるというのを考えると、そういう両面のところれというのは欠かしてはならないということで、そういう方の方に目もしつかと向けながら対応してほしい、私はこういうことをひとつお願いしたいわけであります。

そこで、生産性の向上と品質の改良、この問題について御意見がありました。

まず第一に、生産性の向上の問題でございますが、現状からいまして、今後大体何年をめどにどのくらいの生産性向上の効果が期附できるか、

またそれを期待できるような方向へ持つていくか
ということも重要な課題じゃないか。何十年かか
つてやるなんというのは、とてもそういうことは
いかぬという現実問題がございます。そういう意
味で、この生産性向上につきまして今後どのよう
に対応をされまして、どのくらいの間にどのくら
いの生産性向上というものを期待してそれに取り
組んでいくのかという問題についてひとつ具体的
に聞かせていただきたい。

それからもう一つは品質の問題でありますが、
この間製粉協会の代表の方が指摘しておりますが、
が、残念ながら内麦の品種が改善よりも悪化の方
向に行つているとさえもこの資料の中で言つてい
るわけでございまして、その原因がどこにある
か、こういう問題をしかと解決する手だけ、この
問題についてどのように取り組まれるのか、ひと
つ御見解を聞かせていただきたいと思います。

○浜口政府委員 先生御指摘の麦作の生産性向上
と麦の品質改善の問題でござります。

麦につきましては、最近におきましてドリルま
き等の省力多収栽培法というものの普及が見られ
ます。また排水対策の徹底が行わなければなら
ないとして、基本技術の励行等が叫ばれていると
ころでございます。一方、高性能の機械施設の整
備も逐次なされておりまして、例えばコンバイン
の収穫におきまして、五十二年産におきましては
約四五・九%があつたものが、六十一年におきま
しては九一・二%というふうに向ふしていけるわけ
でございます。また、圃場整備の進展というもの
でございます。また、労働時間につきまして、十アー
トカ年という形でとりますと、平均单収でも二三百
八十三キロから三百二十八キロというふうな約一
五%を超える生産性の向上が見られるわけでござ
います。また、労働時間につきましても、十アーチ
ル当たりでこの時期におきまして二十三・四時間
から十二時間ということで割合程度の減少といふ
ことでございまして、そういう意味では、全国平

均的な数字でござりますが、生産性は着実に向上来ております。
最近におきます対策といったしまして、先ほど大臣から数項目申し上げましたけれども、やや繰り返しになりますが、地域の条件に即した合理的な土地利用方式の確立及び施肥技術等の麦作技術の改善による生産の高位安定化、あるいは作業単位の拡大に応じました高性能機械施設を導入していく。さらには排水条件の整備等土地基盤整備の推進を図つて、こう、こういったような施策を総合的に行いまして麦作の生産性の向上を図つて、こう、というふうに私も考えておるところでござります。

現在、六十五年の長期見通しという数字があるわけでございますが、それによりますれば、平均的な一つのターゲットといたしまして、小麦の場合はございますが、六十五年には三百五十五キロ、大・裸麦については三百五十八キロというような数字を掲げているわけでございます。一方、昨年の農政審の御報告にもございました高水準水田農業における生産性水準の試算というのが示されているわけでございます。ここにおきましては、ややオーダーが違いますが、一応七十年を見通しまして、例えば一毛作で耕地規模が四十四ヘクタールとかなり大きいわけでございますが、そういう単位で見た場合の単収を四百三十キロ程度というものを目途に掲げているわけでございます。そういったターゲットなり一つの見通しなりといふものの前提にいたしまして、一つは生産性の向上を先ほど申し上げましたような諸施策の総合的な推進のもとで行つていきたいというふうに考えるものでございます。

継続まして品質の改善でございます。これは実需者サイドからの強い要請もございまして、連携のもとで加工適性品種の育成といったものを図つて、あるいは育成されたものをなるべく早く普及によりまして良質品種の作付を拡大していく。こう、あるいは育成されたものをなるべく早く普及によりまして良質品種の作付を拡大していく。こういう方向が一つございます。それから適期の収穫、適正な乾燥調製の実施によりまして品質の

高位安定化という問題も挙げられようかと思います。あるいは大型のカントリー・エレベーター、乾燥製設施、ばら保管施設等の整備によりまして、そういう各般の施策を強力に推進して、現下の課題であります品質の改善を図つていきたいというふうに考えるものでござります。

○武田委員 今答弁いただいた中で、六十五年長期見通しで小麦が三百五十五キロということですね。こういうことからいうと、六十一年の三百五十七とか六十年の三百七十四というのはそういう目標に既に到達をしているわけで、全国平均で見れば。となると、農政審が指摘しているような試算というのは規模がかなり大きいということであります。が、四百三十という見通しもまんざらな試算ではないというふうに思うわけであります。この見通しは三百五十五そのままいくものか、農政審の四百三十あるいはまだその中間とかどの辺でいくのか、そういうこれから見通しも農家の皆さんにとって必要ではないかと思うのですが、その点についてはどうお考えになりますか。

○浜口政府委員 先生御指摘のように、現在六十年見通しという形で全國的に掲げております单収につきましては、平均単収ということではございませんけれども、六十二年におきましてかなりのところまで接近してきている、生産性の向上が見られますけれども、六十二年におきましてかなりのところまでござります。大体九五%ぐらいの水準でいいと思います。

それで、今先生も御指摘のように、共励会とかあるのは先進農家におきましては、当然この水準を超えているところも輩出しているわけでございます。そういう意味で、先ほども見ていただいた結果、そう考へるわけでございます。共励会等、ややこり返すようですが、五百キロといたしまして、田農業の生産性の指針の中で、四百三十キロといふのはかなり射程距離の中に入っているものであろうと考へるわけでございます。共励会等、ややこり返すようですが、五百キロといたしまして、田農業の生産性の指針の中で、四百三十キロといふのはかなり射程距離の中に入っているものであつた、個別の事例ではございますが、EC諸国

にも比肩して負けないような水準も出てきているわけでござりますので、農政審の御報告の中で示されたような、これは七十年見通してござりますが、一つのターゲットというものが現実的なものとしてあるのではないかと考えるものでござります。

○武田委員 それで品質の問題ですが、この問 A S W という品種が非常にいいということでございました。こういうような品種、いい品質のものを我が日本でもいろいろ育種の研究等によりまして開発ができる可能性があるものかどうか、その点はどんなものでしようか。

○畠中政府委員 A S W の可能性でござりますけれども、先ほど来先生が麦作が大変不安定な地域があるというふうにおっしゃつておったわけでございますが、例えば東北でいいますと、冬の雪腐れが一つの閑門になりまして、雪の降り方、それから解ける時期が遅い場合は大麥雪腐れ病がたくさん出るわけでございまして、相当な被害が出る。それとまた、収穫のときにはどうしても梅雨がござりますので、その梅雨の時期と収穫の適期といつたものがどういうふうにずれるのか、当たつてしまふのかというところでもまた大きく収量が変わつてくる、そういう日本での気候上の特性があるわけでございまして、その辺が日本の麦作の一番難しいところでございます。

そういう面からいいますと、例えば大変たくさんの雪の降るところで麦をつくつてしているのは日本だけです。オーストラリアにしても西欧にしても大体冬の気温は日本ほど低くない、それから夏の気温も日本ほど高くなはないという状況のものとでつくられておりますので、どうしても日本の場合には雪腐れの抵抗性とか、あるいは糖芽質とかいったものを品種の中に取り入れていかなければいけないわけでございまして、そういうものと、それから品質面ではいいものをつくつていかなければいけない。私ども、目標にしているわけですが、良質多収、安定多収ということを皆兼

ね備えれば大変いいものができるわけでござります。一つを入れますとなかなか収量が伸びないと、品質を重視してきますと今度はつくりにくくなる、いろいろな問題がございますので、総体的にいろいろな性質のものを取り込みながら育種をしていくということになりますと、ASW並みのものをつくっていくというまではやはり時間がかかるというふうに申し上げざるを得ないと思ってます。当面は農林六十一号が、この間の参考人の方のお話でもございましたけれども、品質的にはかなり認められておりますので、そういったものを当面の目標として、今育種のかなりいいものができております。今交配しておりますのは当然ASWを目標にして交配をしておりますけれども、これは世に出るまでにまだ相当時間がかかるわけでございますが、そういう素材を入れながら現在やつておるところでございます。

○武田委員 厳しい環境の中で麦作に取り組んでいる。東北の場合は、今話があつたような状況の中で苦労しております。苦労しながらでもやらなくてはいけないという宿命的な課題を背負っているだけに、研究開発、そういう育種の問題を含めている。

アメリカが農業の面で優位産業と言われる立場を今日確保したのはどこにあるかということにつ

いては、一つは育種の研究に一生懸命取り組んだ成果が出ていると言われております。すなわち高収量の品質改良の成果があつた。それから高収量品種をよく栽培管理できる農民の水準の高さもあつた、農業者側の問題でもござりますが、栽培技術員も収穫向上にそういう意味で大きく貢献している。それから効率的な施肥の方法、すぐれた土壤管理方法についての高度の知識を持つています。農業の普及活動の成果でもある。そのほかに、機械化が進んで資本集約的産業としてきた、あるいは経営規模の拡大ができるいるといふことがありますですが、重要な点は、育種の問題とか、あるいは肥培管理の問題とか技術的な問題とかい

うものが、相当大きく収量を上げたり品質の改良等に貢献をしているという事実は間違いないこと

でござりますから、日本はその点でまだ努力を

をする必要もあるし、予算的な措置を含め、ある

いは技術陣の対応を含めて一生懸命頑張つてもら

うか。

○加藤国務大臣 委員の言われる主張をよく体

し、今後大いに検討いたしてまいりたいと思いま

す。

○武田委員 次に移りまして、今回パリティ方式

を変更するというわけであります。なぜ変更しな

ければならないか、具体的な理由を聞かせていた

だきたいと思います。

○後藤政府委員 パリティ方式の変更の問題でござりますけれども、御案内のとおり、現行規定で

は、昭和二十五、二十六年当時というかなり過去

にさかのぼった時点の価格を農業パリティ指数で

延ばしました価格を基準とし、かつこの額を下回

らないということを法律できちっと書き込んでい

るわけでございます。このため現行の算定方式に

つきましては、二十五、二十六年当時と今日と麦

作の生産構造が全く変わっております。かつては

日本の農家はほとんどすべて麦をつくっていると

いう時期があつたわけでござりますけれども、現

在麦作農家数は六十一年で申しますと四十三万五

千戸ということで、主産地化が非常に進んでい

る。そして一戸当たりの作付規模も当時に比べる

と二倍半ぐらいに増加をしているというような、

生産構造も変わってきております。農業総産出額

に占めます麥の産出額の割合も二十五、二十六年

ごろに比べますと、当時は一〇・七%でございま

したが、近年では二・三%程度という姿になつております。

そういうことからいたしまして、当時の

実質購買力を今なおパリティ指数という形で保

持しなければいけない、維持しなければいけない

という根拠に乏しくなつてきている。それから、

かなりの生産性の向上が見られますにもかかわらず、パリティという方式だけでやつてしまりますと、生産性の向上を価格に反映する上で限界がありますし、それから品質差を価格に反映する上でも限界があるわけでございます。

二十五、六年当時と今日とで栽培されております麦の品種ということを見てみましても、農林六十一号というようなものは残つておりますけれども、上位十品種ぐらいとりましてもほとんど変わつております。もし銘柄ごとの価格というようなことを考えます場合に、当該銘柄についての二十五、六年の価格というのがあるのかというと、そういう品種が当時存在しなかつたというようなるともなるわけでございます。そういうことがございますので、この際、現在の麦作が当面をしだきたいと思います。

○後藤政府委員 パリティ方式の検討をされると、つておりません。もし銘柄ごとの価格というようなことを考えます場合に、当該銘柄についての二十五、六年の価格というのがあるのかというと、そういう点につきましても、これは価格政策の一つの役割として価格の激変化を避けなければならぬいか、具体的な理由を聞かせていただきたいと思います。

○後藤政府委員 この改正法案が成立をいたしました暁には、できるだけ早期に米価審議会で小委員会を設けて算定方式の検討をされるということになつておるわけでございますが、ただいまお尋ねがありました行政価格の水準としての連続性と申しますか、そういう点につきましても、これは価格政策の一つの役割として価格の激変化を避けた算定方式の検討が行われるであろうと思いますし、また私どもとしても、そういう点に配慮するということが当然入つておるわけでございますから、そういう点につきましても、これは緊急避難的に案出された一つの方式といふことでございまして、アメリカ本国におきましても、一九七三年の農業法からパリティ価格というような方式が制度としても消えているというようなお話をございまして、アメリカ本国におきましても、一九七三年の農業法からパリティ価格というような方式が制度としても消えているというようなお話をございまして、アメリカが農業の面で優位産業と言われる立場を今日確保したのはどこにあるかということについては、一つは育種の研究に一生懸命取り組んだ結果が出ていると言われております。すなわち高収量の品質改良の成果があつた。それから高収量品種をよく栽培管理できる農民の水準の高さもあつた、農業者側の問題でもござりますが、栽培技術員も収穫向上にそういう意味で大きく貢献している。それから効率的な施肥の方法、すぐれた土壤管理方法についての高度の知識を持つています。農業の普及活動の成果でもある。そのほかに、機械化が進んで資本集約的産業としてきた、あるいは経営規模の拡大ができるいるといふことがありますですが、重要な点は、育種の問題とか、あるいは肥培管理の問題とか技術的な問題とかい

ういうことは当然のこととございまして、この問題が大きな関心事であろうということでございまして、この点はどういうふうに見られている

か。私たちには、願わくは現行水準程度の価格水準であつてほしいという参考人の皆さんの声は無視できないし、要望は聞き届けてほしいという願いを持っています。そういう意味で御見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○後藤政府委員 この改正法案が成立をいたしました暁には、できるだけ早期に米価審議会で小委員会を設けて算定方式の検討をされるということになつておるわけでございますが、ただいまお尋ねがありました行政価格の水準としての連続性と申しますか、そういう点につきましても、これは

価格政策の一つの役割として価格の激変化を避けた算定方式の検討が行われるであろうと思いますし、また私どもとしても、そういう点に配慮する必要があるだろうという認識に立つてこの検討に臨んでまいりたいというふうに考えております。

なお、先日の参考人質疑の際に、荏原津参考人から、農業経済学者としてのお立場からのお話もございましたが、もともとこのパリティ方式と申しますのは、アメリカで大恐慌のときに、いわば緊急避難的に案出された一つの方式といふことでございまして、アメリカ本国におきましても、一九七三年の農業法からパリティ価格というような方式が制度としても消えているというようなお話をございまして、アメリカ本国におきましても、一九七三年の農業法からパリティ価格というような方式が制度としても消えているというようなお話をもあつたわけでございまして、そういう点も踏まえまして今回の改正を考えた次第でございます。

○武田委員 そこで、先ほど麦作の生産構造が大きく変化しているということで、規模拡大、主産地域形成等の問題について長官は触れられました。

これはまだまだ今後考へなければならない問題を含んでいます。こう思うわけでございますが、この問題につきましては、要するに構造政策の推進効果と整合性を持つた運用が必要だということを、今後新しい価格を出す場合の方式の中で十分に配慮しなければならないのではないか、私はこういうふうに思うわけですが、この点については

どういうふうにお考えをなさつているのか。

○後藤政府委員 今後の価格政策の運用につきましては、昨年の農政審議会の報告の中でも言わ

れておりますけれども、構造政策なり生産政策と価

格政策と有機的な、そしてまた密接な連携を持つて運営をされなければならないということをごさ

います。したがいまして、価格政策におきましても、進行しつつある生産性の向上、あるいはまた、

今お話にもちょっと出来ましたような生産の組織化

でありますとか主産地形成といったよな点にも当然配慮をし、そういうものの実態も見ながら、それがまた価格に反映されるということと同時に、また価格政策の面からもやはり生産性の向上が図られるような配慮ということとしている必要があるというふうに考えておるところでござります。

○武田委員 生産の団地化とか麦作集団の育成といふのは非常に重要な課題です。特に水田農業確立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後の六年間を進むということで、転作の奨励金等につきましてもそうした配慮をして、誘導政策としての方向を打ち出した。しかしながら、なかなか規模拡大というのは進まない、これは米の場合も同じであります。麦作の場合もそういう傾向がある。主産地の形成といふのがなされているけれども、まだまだそういう点での取り組みといつますか対応が十分なされていないというのは残念であろう。農林水産省も一生懸命努力をしているのですが、私もあちこち歩きまして、特に先ほど取り上げた東北などのああいう低い収量というのをそういうところからも来ている、気象条件もありましよう。

そう考えますと、生産の団地化、麦作集団の育成による規模拡大の推進といふのは今後の麦作振興の大いなかなめである。こういうふうに私は思いますが、この問題について、特に当局として今後取り組まなければならぬ課題として掲げている問題といふ方向といいますか、それはどういうことか聞かしてもらいたい、こう思ふのですが、いかがでしょうか。

(委員長退席、保利委員長代理着席)

○浜口政府委員 先生御指摘の麦生産の団地化あるいは麦作集団の育成の問題でございます。麦につきましては、省力化が図りやすくて作業単位の大型化メリットが發揮し得る作物であります。そういう意味におきまして今後生産性の向上、とりわけ生産コストの低減を図る上で生産の

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大ということもござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるもの要があるというふうに考えておるところでござります。

そこで、麦の生産組織でございますが、主に麦作に取り組んでおります組織の数でございますけれども、五十一年に四百十五集団ございましたが、六十年の数字ではこれが五千十一集団といふような数字でございまして、いわば十倍強にふえました。また、基幹作業であります収穫作業においております。また、基幹作業であります収穫作業におきましての生産組織のカバー率も、水稻の場合は七%と言われておりますけれども、麦作の場合は三二%というかなりの水準に達してきております。また、基幹作業であります収穫作業と私ども見ていてるわけでございます。また、生産の団地化でございますが、団地化転作のシェアといふもので見ますと、転作全体で二九%でございますが、麦については五九%を占めております。そういう意味で麦におきます団地化あるいは集団化がある程度進んできているわけでございます。

今後の麦作振興に当たりましては、こういった方向をさらに伸ばすべく、田畠輪換ということを水田農業確立対策にも盛り込みましたし、集落単位での集団的、計画的な土地利用によりますまとまった作業単位を形成していくことが今後も重要な課題であります。また、繰り返すようですが、地域の条件に即した合理的な輪作体系の確立、定着化といふものも必要だと思います。さらにあわせまして、共同乾燥施設を核とした効率的生産体制の確立といったものも追求していかなければなりませんし、作業単位に見合った高能率の機械化一貫作業体系との確立をしていかなければならぬと思いますし、作業単位に見合った高能率の機械化一貫作業体系と追求していかなければならぬと思います。そういうふうに効果ある推進をされるお考えなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○鴻巣政府委員 麦の作付面積のうちで畑が約二%で水田がおおむね六八%になつております。したがいまして、今お話しのように麦作の振興を図る場合には畠地の土地基盤整備あるいは水田の汎用化が大切だと考へております。

まず、畑の方ですが、畑の土地基盤整備は農道の整備と排水改良を中心に実施いたしております。が、畑の整備率は六十一年三月現在で全国で四二

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大といふこともござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるものでございます。

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大といふこともござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるものでございます。

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大といふこともござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるものでございます。

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大といふこともござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるものでございます。

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大といふこともござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるものでございます。

組織化を一層推進することが喫緊の課題となつてゐるわけでございます。一つの大きな方向といつてしまして麦自身の規模の拡大といふこともござい立対策ではこの問題を一つの大きな核として今後ますか、あわせて麦生産の団地化、麦作集団の育成といふものは一つの施策として今後推進していかなければならない点だというふうに考えるものでございます。

度、半分くらいになるわけです。

したがいまして、これは兼業化がどの程度進んでいるか、あるいは老齢化がどの程度進んでいるか、あるいは中核農家がどの程度いるかによつて整備水準の選択の仕方にいろいろいろいろあると思うますけれども、地元の土地改良区ができるだけ安上がりにつくつていきたいといえば、それはなるべく安上がりにできる工法を選択することもできるし、逆に中核農家がたくさんいまして、あるいは兼業農家なんかも日常道普請とか用排水路の整備に部落、集落総出で出てきて、みんな力を合わせて整備をするというような条件が整つているところであればかなり高い水準の整備もできるといふよう、それはその地区地区的土地改良区の事情によつて選択できるようにするということで、七月早々でございますが、構造改善局長通達で、今申し上げた圃場整備等につきましてはどの程度の整備水準を選択するか、それによつて十アール当たりどの程度の事業費になり農家負担になるかということを明示して、その中から選択することを考えて早速実施をいたすように今地元で進めているところでござります。

○武田委員 この問題について、今局長が話され

たような方向は私は非常に結構な方向だらうと思

います。先ほどの中で整備状況がまだまだ四二%

とか三七%という数字があるということ、これは

早急に進捗率を高めることが大きな課題であ

う。これは金も相当必要な事業でござりますし、

土地の基盤整備をしつかりなさったところはそれ

だけ先進的な農業としての対応ができるいくわけ

であります。農家の皆さん方も、そういう意味で

短い期間の中に効率的な対応をしていただくこと

が後継者にとっても必要でござりますし期待して

いることでござりますから、十分にひとつ今後とも配慮をしてほしいと思うわけであります。

そこで、最後にもう一回技術の問題でお尋ねを

したいのであります。農水草技術の開発普及、要するに今これから考えられることは、例えば米

くハイブリッドの問題が一つの問題とし

て、高収量、超多穫収量というものがある。麦の

場合、先ほど气候の問題が出てきました。气候の

いろいろな条件を克服できる、寒冷に耐え得る品

種の研究開発と、もう一つは食味の問題で非常に

おいしい、消費者の嗜好に合う品質のものを生産

するという両面から、今当局が進めている開発普

及はどういうものがあるのか、その研究開発の普

及の状況をひとつ聞かせていただきたいと思いま

すが、いかがございましょうか。

○畠中政府委員 一つは品種の問題でございまし

て、先ほど申し上げましたように、農林六十一号

を当面の目標にして從来から育種してまいつたも

のでばつぱつその成果が出てまいりまして、チホ

クコムギとかそういう品種になつたものもある

わけでございますが、そういうものより少し色が

白くて、喜んでいただけるような品種のものを系

統番号として今私どもでつくりまして、それぞれ

関係の県に配付をしたりしてテストをしているも

のもかなりござります。まだ系統でござりますけ

ども関東百号という品種もございまし、そ

ういうものを当面早く品種に仕立て上げていくこと

が第一だらうと思います。

それから長期的には、水田利用高度化のための

高品質・高収量畑作物の開発と高位安定生産技術

の確立という大変長い名前のプロジェクトを、六

十二年から一年で大体三億以上の金をかけて十年

計画ぐらいでスタートさせております。それは麦

とか大豆とかを中心にして育種なり栽培法なりを

研究する、勉強していくといふという予算でござります

す。

○畠中政府委員 大臣がお答えになる前に、今

研究費の問題でござりますが、農林省の中でもマ

イナスシーリングはいろいろござりますけれど

も、研究費についてはいろいろなところで余り減

らないようないいよなことをしてやつております

まし、また、先ごろ御審議をいたしました補

正予算でもかなり十分なといいますか、今までそ

ういう技術面で補正予算をいたいた経験は余り

なかつたわけござりますけれども、そういうと

ております。

ただ、先ほども申し上げましたように、量だけ

とることではこれからはだめなものですか

ら、そこで品質との兼ね合い、品質をよくすれば

量なり耐病性なり耐冷性なりどこかの部分で犠牲

を出さないと、才色兼備というのはなかなか難し

いわけでござります。どうしてもどこかを犠牲に

して品質の方に持つていくことになるものですか

ら、みんながみんな満足するというものはなかなか

か難しゅうござりますけれども、将来に向かつて

きちつと目標を持つた体制をつくりながら今育種

をやつてているところでござります。その中には、

当然從来からの交配育種というやり方もございま

すけれども、最近大変進歩の激しいバイオテクノ

ロジーを使いながら、できるだけ育種年限を縮め

るとか、今まで交配できなかつたものの交配をす

るとか、そういうことも考えてこの十年の計画を

実現していきたいと思っておるわけでございま

す。

○武田委員 最後に、今回の改正によりまして、

どうか生産農家の經營の安定がきつとできるよ

うな方向をお考へいただきたい。これが今後の中

長期展望のもとにおける国内産麦の自給力の向上

を目指す上での生産振興の上で非常に重要な課題

になつてくる。生産農家が意欲と希望を持つて農

業をやれるという方向を考える、こう決意をいつ

も力強く述べになる大臣でござりますので、こ

の点を重ねてお願ひし、決意をお聞きして、時間

も少し余るのはなからうかと思いますが、私は

質問を終わらせていただきたいと思います。

○加藤國務大臣 麦農家における位置のあるいは

妻作の将来展望等についていろいろ申さしてい

ただいてきたわけですが、要は農業の振

興、農家の所得確保、向上につながるものとして

今後大いに奨励し、また実需者のニーズにこたえ

られるものをつくつていていただくことによって発

展、振興を図りたいとさらには頑張つてまいる決意

でござります。

○武田委員 どうかその決意をどういう立場にな

らうともひとつしっかりと守つていただきて、生

産農家への大きな励ましとしていただきたい、こ

のことをお願い申し上げ、私の質問を終わりま

す。どうもありがとうございました。

○保利委員長代理 神田厚君。

○神田委員 食管法の改正問題で、引き続きま

て御質問を申し上げます。

まず最初に、この改正案ではパリティ方式をあ

えて廃止をするということでありますか、このパ

リティ方式を廃止するという考え方、それについ

てひとつ御説明をいただきたいと思います。

いうことを明示して、その中から選択することを考えて早速実施をいたすように今地元で進めているところでござります。

○武田委員 この問題について、今局長が話され

たような方向は私は非常に結構な方向だらうと思

います。先ほどの中で整備状況がまだまだ四二%

とか三七%という数字があるということ、これは

早急に進捗率を高めることが大きな課題であ

う。これは金も相当必要な事業でござりますし、

土地の基盤整備をしつかりなさったところはそれ

だけ先進的な農業としての対応ができるいくわけ

であります。農家の皆さん方も、そういう意味で

短い期間の中に効率的な対応をしていただくこと

が後継者にとっても必要でござりますし期待して

いることでござりますから、十分にひとつ今後とも

配慮をしてほしいと思うわけであります。

そこで、最後にもう一回技術の問題でお尋ねを

したいのであります。農水草技術の開発普及、要するに今これから考えられることは、例えば米

くハイブリッドの問題が一つの問題とし

から今の技術をうまく使って、気候が普通の状態

であれば五百キロぐらいいのものはそれという技

術があるわけでござりますが、そういうものを

土台にして五年間ぐらいでその割増ぐらいいの収量にしてい

ます。それから十年で四割増ぐらいいの収量にしてい

ます。そこまでござりますから、そういう意味で

短い期間の中に効率的な対応をしていただくな

どが後継者にとっても必要でござりますし期待して

いることでござりますから、十分にひとつ今後とも

配慮をしてほしいと思います。

そこで、最後にもう一回技術の問題でお尋ねを

したいのであります。農水草技術の開発普及、要するに今これから考えられることは、例えば米

くハイブリッドの問題が一つの問題とし

てひつ御説明をいただきたいと思います。

○後藤政府委員 現行のパリティ価格の規定によりますと、昭和二十五年、二十六年当時というかなり遠い過去の時点の価格を農業パリティ指数で延ばしました価格を基準にして、かつこの額を下回らないというかなり固定的な規定になつておるわけでございます。二十五、二十六年当時と今日との間では、麦作の生産構造も非常に大きく変わつております。それからまた、パリティ指数という一種の価格指標によつて価格を計算するということでござりますと、長期の間の生産構造の変化に伴いまして生産性の向上もかなり見られておるわけでございますけれども、それを価格に反映する上でなかなか限界がある。それからまた、品質差というようなものを価格に反映していく上でも限界があるというような基本的な問題を現行のパリティ価格の規定は持つておるというふうに考えております。

かたがた、もともとパリティ価格方式と申しますのは、アメリカで一九三〇年代の大恐慌の時期、農業も大変な不況に陥つたわけでございます。もちろん戦後にもこのパリティ方式といふのは、そのときに、価格の変動と申しますか、暴落を調整いたしますための緊急避難的に取り入れられた一つの方式ということであつたわけでござります。もちろん戦後にもこのパリティ方式といふのはアメリカの農産物価格政策の中でも使われてまいりましたけれども、パリティ価格を一五%以上下回らないとか二〇%以上下回らないというような運用がなされ、そして一九七三年、これもかなり前でございますが、その時点で農業法からも姿を消したというような性格のパリティ方式でございます。

過去数年来、食管におきましてのいろいろ各方面での御議論がございました中で、やはり現下の麦作が抱えていたる問題、それからまたパリティ方式がそもそも持つている性格というような点から見て、今の規定を改めるべきではないかというような問題点の御指摘を、昨年の農政審の報告が一番最近でございますけれども、また米価審議会の答申でも附帯意見として見直しの御意見も何回か

いただいておるということがございましたので、今回改正法案という形で御審議をお願いいたしましたわけでございます。

○神田委員 次に、売却促進対策費の交付の問題であります。卸売業者に対しまして元却促進対策費を交付するということになりますが、一つには、これは何のためにこういうことを必要とするか。三つには、売却促進対策費の総額をどの程度に見込んでおるのか。そして四つ目に、今年生産者米価が引き下がつたことによりまして、消費者米価引き下げというモードの中で買い控えの進行がある程度予想される、こういう中で新米の縁故米、やみ米流通が加速されるような状況もあるわけでありまして、今年七月以降の売却実績と、十月末に百五十万トンの在庫とするための必要売却量、これを述べていただきたいと思います。

また、政府米売却促進のため、今回の交付金と並行してさらに対策を講じる必要があるのではないかと思うが、この点はどうか。このまま推移しますが、七月初めに私どもが持つております在庫は二百九十万トンということです。

私たちも四カ月を単位にして需給の実行の計画を立てておますが、六十二米穀年度の最後の四カ月というのが七一十月期でございます。六月末と申しますが、七月初めに私どもが持つております在庫は二百九十万トンということです。

私は、五百五十万トンの持ち越し在庫ということになりますと、四カ月で百四十万トンといふもののが売却を行いませんとその数字に合つてこない、こ

ういう形になつております。そういう状況から私も、積極的な買い受けを行つた卸売業者に対しまして、六十二米穀年度の最後の二カ月、九月及び十月に限定をいたしましてその買い受けの程度に応じまして売却促進対策費を交付するという措置をとることとしたわけでございます。交付対象数量なり総額がどの程度になるかというこ

とにつきましては、九月、十月の政府米の売却実行量がどの程度の水準になるか、卸売業者が一定の基準目標数量と申しますか、そういうものを超えて買い受けを積極的に行ってくれました場合に對策費を交付するということになつておりますので、現段階ではこれから九月の売却のめどがついてくるという段階でございますので、はつきりした数字として申し上げるにはまだもう少し実績を

見させていただきたいと思っておるわけでござります。

それから、政府米の売却促進のためにこういった対策費の交付と並行してさらに対策を何か講じる必要があるんではないかというお尋ねでございますが、この促進対策は交付金の交付だけではなく、対策費の交付とあわせまして積極的に買い受けをしてくれました卸売業者に対しまして卸の買い受けをしておられる方には、六十年あたりから消費が少しまだ落ち込みの兆しを見せておる、こういったこともございまして、地域によって、あるいはまた卸売業者によりましてかなりの在庫を抱えているというようなことから、政府米の買い受けに消極的になるというような状況もあらわれておりますので、率直に申しまして、当初計画どおりの政府米の売却と持ち越し在庫を達成するということについてはかなりの努力が必要だらう、こういう判断に私ども立つたわけでございます。

私たちも四カ月を単位にして需給の実行の計画を立てておますが、六十二米穀年度の最後の四カ月というのが七一十月期でございます。六月末と申しますが、七月初めに私どもが持つております在庫は二百九十万トンといふことです。

私は、五百五十万トンの持ち越し在庫といふことになりますと、四カ月で百四十万トンといふものが売却を行いませんとその数字に合つてこない、こ

ういう形になつております。そういう状況から私も、積極的な買い受けを行つた卸売業者に対しまして、六十二米穀年度の最後の二カ月、九月及び十月に限定をいたしましてその買い受けの程度に応じまして売却促進対策費を交付するという措置をとることとしたわけでございます。交付対象数量なり総額がどの程度になるかといふことにつきましては、九月、十月の政府米の売却実行量がどの程度の水準になるか、卸売業者が一定の基準目標数量と申しますか、そういうものを超えて買い受けを積極的に行ってくれました場合に對策費を交付するということになつておりますので、現段階ではこれから九月の売却のめどがついてくるという段階でございますので、はつきりした数字として申し上げるにはまだもう少し実績を

おおきながら、これまでの政府米の売却状況を見ますと、何分にも三年豊作が連続をしておりまして、各段階で在庫もかなりたっぷりした状況にござります。それからまた昭和五十年代の後半、若干これまでの米の消費の減退、消費の下げ足が鈍つてきたかに見えたわけでございますが、六十年あたりから消費が少しまだ落ち込みの兆しを見せておる、こういったこともございまして、地域によって、あるいはまた卸売業者によりましてかなりの在庫を抱えているというようなことから、政府米の買い受けに消極的になるというような状況もあらわれておりますので、率直に申しまして、当初計画どおりの政府米の売却と持ち越し在庫を達成するということについてはかなりの努力が必要だらう、こういう判断に私ども立つたわけでございます。

私は、五百五十万トンの持ち越し在庫といふことになりますと、四カ月で百四十万トンといふものが売却を行いませんとその数字に合つてこない、こ

ういう形になつております。そういう状況から私も、積極的な買い受けを行つた卸売業者に対しまして、六十二米穀年度の最後の二カ月、九月及び十月に限定をいたしましてその買い受けの程度に応じまして売却促進対策費を交付するという措置をとることとしたわけでございます。交付対象数量なり総額がどの程度になるかといふことにつきましては、九月、十月の政府米の売却実行量がどの程度の水準になるか、卸売業者が一定の基準目標数量と申しますか、そういうものを超えて買い受けを積極的に行ってくれました場合に對策費を交付するということになつておりますので、現段階ではこれから九月の売却のめどがついてくるという段階でございますので、はつきりした数字として申し上げるにはまだもう少し実績を

○神田委員 それでは次に特別栽培米について御質問申し上げます。

一つは、これを通達とする、こういうことが予想されますが、食管法と矛盾する点はないのかどうか。それから二番目には、具体的にはどのようない内容のものとしようとしているのか。三番目に、現在一万九千百トン程度生産される、こういふうに言われておりますが、今後特別栽培米の生産拡大のための行政上の措置を検討していく考え方があるのかどうか。四番目に、マル白米のルートとして特別栽培米を流通させた場合問題が生じることはないのかどうか、この四点について御説明をいただきたいと思います。

○後藤政府委員 私どもで今検討中でございます、特別栽培米という名前で呼んでおりますが、措置につきましてのお尋ねでございます。

御案内のとおり、近年健康食品志向を背景にして、通常の栽培法とは著しく異なつた、農薬なり化学肥料等を使用しない、あるいはまた、全く使用しないという例はむしろ非常に少ないと思いますが、出穂期前二回農薬を使うだけではなく農薬の使用を抑える、そして土づくりなどに重点を置いた米づくりをやっていくというような有機米とか低農薬米といったようなものに対します消費者の関心が高まっております。これらの米は特殊な栽培方法によって生産されるものであるので直接取引をさせてほしいという希望が主として消費者から、そしてまた一部の生産者からも出されております。

今お尋ねの中にもございましたように、こういったものにつきましても、自主流通ルートを通じて既に一定の量のものが流通をいたしております。私ども、今後とも自主流通と政府米という二つの基本的な米の流通ルート、これを基本として大事にしていきたいと思っておりますけれども、こういった消費者の方々あるいは生産者の方々の御希望というのは、通常のそういう自主流通ルートに乗っているものよりももう少し小口のもので、いわば生産者と消費者の方が

グループで直接に接觸をされて米の生産なり流通についての計画をつくる、そういうたかなり契約

栽培的な形の強いものを自主流通ルートに乗せようといたしますと、一次集荷業者、二次集荷業者それから指定法人、卸、小売、この辺に全部話をつけないとなかなかできないということで、量もそれほど大きくなもないものについては直接取引の道を開いてほしい。

そしてまた生産者サイドにおきましても、平場のように大型機械でもって合理化してコストダウントしていくのがなかなかしにくいような中山間地というようなところの稻作の一つの生き残る道として、せつからくそういうお米について消費者サイド、都市サイドで、いわゆる自主流通米の値決めに必ずしもとらわれないで、ある価格、高い価格評価をして買つてもいいという人たちがいる場合にはひとつそういう道も認めてもらいたいというような要望もございますので、こういったものにつきまして食糧事務所長の承認といふような形で、食管法上は食糧管理法施行規則に基づく食糧事務所長の承認といふような形で、米の流通の規制の解除を、一定の計画の承認というようなことを前提にして道を開いてもらひのではなくらうかということで今検討いたしております。

第二点は、一類一等であります。六十二年産米より千七百四十四円前後の純ざやが予想されるわけであります。全量集荷のためどのような改善策を検討しているのか。また、政府がそのための臨時特別集荷制度を提案しているわけでありますが、どのような内容のものとなるのかどうか、この点をお知らせいただきたいと思います。

三番目に、農政審報告にある市場の原理をどのように形で具体化しようとしているのか、これを示しいただきたい。

四番目に、本年度三度目の過剰在庫となつた場合、食管に対する国民の目が厳しいものになると考えられますが、今長官から御答弁がありましたけれども、需要と供給のバランスをどのような形でとつていくのか。さらに、これ以上減反面積をふやさなくて済む施策の出現が重要であると考えます。が、この点についてどういうふうに考えるのか。

五番目に、マル白米の拡大を検討しているようありますけれども、食管の根幹堅持のため最低限マル政米をどの程度持つことが必要かつ適正と考えているのか、その点をお示しいただきたい。

六番目に、食管堅持と市場原理の導入は対立するポリシーと考えられなくもないが、どのように

間の生産流通計画に基づく小口なものについて事務所長の個別承認を受けて流通をさせるということを検討いたしております」とございます。

私どもとしましても、先生お話のございましたような食管制度の運営全体との整合性というようなことについて十分な注意をしながら検討をいたしておりたいと思っております。

○神田委員 それでは次に、米の流通改善の問題について御質問をいたします。

昨年の農政審報告を受けまして政府は種々の食管改革案を検討していると言われておりますが、一つには、今なぜ食管法の改革が必要なのかという大きな問題があります。また、どのような食管制度が理念上最善のものだと考えられるのか、この点が第一点であります。

第二点は、一類一等であります。六十二年産米より千七百四十四円前後の純ざやが予想されるわけであります。全量集荷のためどのような改善策を検討しているのか。また、政府がそのための臨時特別集荷制度を提案しているわけでありますが、どのような内容のものとなるのかどうか、この点をお知らせいただきたいと思います。

三番目に、農政審報告にある市場の原理をどのように形で具体化しようとしているのか、これを示しいただきたい。

四番目に、本年度三度目の過剰在庫となつた場合、食管に対する国民の目が厳しいものになると考えられますが、今長官から御答弁がありましたけれども、需要と供給のバランスをどのような形でとつていくのか。さらに、これ以上減反面積をふやさなくて済む施策の出現が重要であると考えます。が、この点についてどういうふうに考えるのか。

五番目に、マル白米の拡大を検討しているようありますけれども、食管の根幹堅持のため最低限マル政米をどの程度持つことが必要かつ適正と考えているのか、その点をお示しいただきたい。

六番目に、食管堅持と市場原理の導入は対立するポリシーと考えられなくもないが、どのように

調和をさせていくのか。

七番目に、米価が下がり米の消費が落ちた場合、稻作農家に甚大な悪影響が加わると予想されるが、米の需要拡大のための抜本的な施策を講じる必要があると考えているが、この点についてどのように考へているか。また、意欲的な稻作農家、農政審報告では規模拡大を図っている農家に焦点を当てているようであるけれども、今後政府は、稻作を営んでいる飯農家や兼業農家、この位置づけをどのように考へているか。

八番目に、米の流通研究会の作業状況、日程、内容及び現在の主な検討課題は何か、お示しをいただきたいと思います。

○後藤政府委員 大変数多くのお尋ねのうち、まず私どもに関係をいたします部分をお答えさせていただきます。

八番目に、米の流通研究会の作業状況、日程、内容及び現在の主な検討課題は何か、お示しを

いたしました。

したがいまして、自主流通ルートを通じて、今までの既存の自主流通に乗っているものの流通におけるごとに、私はとても誘導をいたし、そういう中で適正、円滑にそういう米が流れようになりますが、この点についてどういうふうに考えるのか。

五番目に、マル白米の拡大を検討しているようありますけれども、食管の根幹堅持のため最低限マル政米をどの程度持つことが必要かつ適正と考えているのか、その点をお示しいただきたい。

六番目に、食管堅持と市場原理の導入は対立するポリシーと考えられなくもないが、どのように

ういった状況に対応するための市場原理の導入、いわば本来食管制度が持つております計画原理と社会経済情勢の変化によりまして必要とされる市場原理との適切な調和を図りながら、やや八方美人的な言い方になりますけれども、生産者にとっても消費者にとっても、そのニーズにこたえられるよう、そして同時に、国民の主食である米を政府が責任を持って管理することによりまして、必要な米の再生産を生産者には保障し、消費者には家計の安定あるいは供給責任を果たしていくという基本を守つていくといふことが一番いい姿ではないかといふように考えておるわけでございます。

問題は、そういった制度の基本を守りながら、その中で国民各界各層の御理解と協力が得られるような市場原理をどういうふうに計画原理の中に調和的に取り込んでまいるかという、その仕方にあるわけでございます。

昨年の農政審報告では主として四点を挙げております。生産者米価の適切な決定とか自主流通米の拡大等による米流通の活性化、集荷販売の両面にわたる流通体制への競争条件の導入、それから米の需給調整等政府米の過剰在庫発生防止のための生産者、集荷団体の主体的な取り組み、こういった食管の運営改善が必要であるということを挙げております。

現在、そのうちの特に米の流通に関係をいたします問題、自主流通米の拡大と流通体制への競争条件の導入の問題につきまして米流通研究会を私どもで開催をいたしまして検討を進めておるところでございます。この研究会におきましては現在二つの部会を設けまして、自主流通の拡大の問題、それから集荷、販売を通じます米の流通への競争条件の導入の問題について、先週までかかりまして一とおり討議すべき項目の議論を終えましてこれから論点整理に入り、その論点整理を流通研究会に上げまして十月中旬に報告を取りまとめるという段取りで現在進めている過程でございます。

お尋ねの中に、自主流通米の拡大をする中で政
府米はどの程度持つことが必要と考えるかとい
うことがございましたが、この問題につきまし
ても、現在部会そしてまた研究会で検討をしてお
るところでございます。ただ単に政府米が引っこ
むということではありませんで、自主流通米をど
のように拡大していくかという手法なりあるいは
また政府米の担うべき役割、そのためにはどの程度
の政府米を持つことが必要かというようなことを
めぐつて今種々御議論をいただいておるところで
ございます。

それから、ことしの秋の集荷対策の問題でござ
いますが、これにつきましては六十年産米から特
別集荷制度というのを導入いたしまして、予約限
度を超えて出荷されます米につきまして結びつ
きの登録生産者以外からも集荷ができるという道
を開きまして、また区域も市町村の区域を越えて
隣接ぐらいのところまで広域に集荷ができるとい
うことで、六十年産米は初年度でございまして余
り実績が上がりませんでしたが、昨年は十七万トナ
ン近い実績も上げておるわけでございます。しかし、
ことしの場合、作柄等によりましては、価格
関係も現在順ざやの状態になつてしまつております
し、さらに転作目標面積の拡大ということで、
その達成率につきましても地域的にどこかが出
てまいりますと、全体としての作柄のほかに地域
的に超過米が出るというような事態も予想され
るわけでございますので、そういったことから不正
規流通が増大をするおそれも十分あるということ
と同時に、関係団体ともいろいろなお話し合
い申し上げております。

それから、今年度三度目の過剰となつた場合、
需要と供給のバランスをどういうふうにとつていい
のかというお尋ねでございます。

この点は先ほどの売却につきましての特別対策
の際にもちょっと申し上げたところでございます。

が、政府米の売却が必ずしも順調に進展をしないということは事実でございますが、今計画的な在庫形成なりあるいは売却というものをできるだけ達成するためには全力を挙げておるところございますし、ことしの作柄についていろいろ新聞等でも取りざたはされておりますけれども、まだこれから九月ないし十月の初めにかけての気象条件ということまで見通しませんと、それがどうなるかということまで考えませんと、作柄について云々をし、それに基づいてまたいろいろな事態を考えるということは時期尚早ではないかと思つております。

日ごろから私どもの大臣が申されておりますように、三度の過剰が発生をする、あるいは三度目の大量の過剰米処理というようなことが必要な事態になりますれば、食糧管理制度の存立自体にも及ぶ問題だというふうに認識をいたしておりますし、今後、六十二年産米の作柄なりあるいはまた消費の動きも含めた需給動向を十分に見きわめながら、米の需給均衡の確保に向かまして、水田農業確立対策の推進と食糧管理制度の円滑な運営に努めていかなければいけない、こういうふうに考えておるところでございます。

○鴻臚政府委員 七番目のお尋ねの、農政審の報告では意欲的な農家の規模拡大に焦点を当てているが、構造政策を推進するに当たって飯米農家、兼業農家の位置づけをどう考えるのかというお尋ねでございますが、要するに中核農家あるいは兼業農家、飯米農家のその村での共存というものが一番大事だと思っております。これは駅廻に説法ですけれども、日本の村、つまり集落は中世あるいは近世に成立をいたしまして以来、よく一味と言われるのですけれども、一つの味、一味といつて、要するに法の前では、仏様の教えの前ではみんな平等だという意識で育ち、またそういう歴史を四百年ぐらい続けて今日に至っているわけですから、その村の中で兼業に傾斜しても平等であつて、中核農家と共存しなければならないという原則を確認しながら構造政策を進めていくことが大

事だと考へております。そういう意味で考えますと、兼業農家の中にいは、第二次産業や第三次産業に従事している間に身についた組織原理といふものを非常に巧みに例えれば退職後に活用いたしまして地域リーダーといいますか地域のマネジャーとして活躍されていますからが数多くございますが、そういう兼業農家の地域リーダーとしての活躍も期待できるわけであります。それから地域全体の生産性の向上を図るために、中核農家と兼業農家が一緒になつて一つの生産組織といいますか営農集団をつくって、そして地域全体の生産性を上げていくというよい例も各地に展開するようになつてきているということが二つ目でございます。

それから三つ目は、こういう兼業農家あるいは飯米農家というのは、農外所得なり年金なりで生計を維持する安定兼業農家がほとんど大部分でござりますから、生きがいとか楽しみのために農業をおやりになるというのは大変結構だと思っております。たゞ、私どもの希望するのは、その人が日本流で言えば三反歩とか五反歩とか、三十アールとか五十アールとか持っているときに、生きがいや楽しみのためにつくるのはせいぜい二反歩ぐらいにとどめていただいて、残りの三反歩などをむしろ中核農家のために貸してやつてもらえないか、それが中核農家に対する規模拡大にとつて一番大事な構造政策の道だと考へておるわけあります。

そういう意味で多様な組み合わせがその地域地域によつてあると思いますが、いずれにしても、形成されてから三百年もあるいは五百年もたつ中世以来の集落の中で兼業農家と中核農家が共存しながら、一方で規模拡大をしていくという、ちよつと一見矛盾して大変難しい問題なんですねけれども、そういう矛盾を乗り越えられる方法もあると思います。その矛盾を乗り越える方法としての地域リーダーの活躍も期待できると思つておりますので、私ども、これから構造政策を、単に一方的な規模拡大ではなくて兼業農家との共存というこ

とを考えながら、その命題に沿いながら、かつ中核農家の規模拡大を図るというやり方を進めていきたいと考えております。

○神田委員 時間がありませんので、本当はもう少し詳しい御説明もいただきたいわけであります

が、後の機会に譲りたいと思います。
最後に大臣に御質問申し上げますが、このような形で米の流通あるいは在庫問題等々をめぐりまして非常に大事な時期になつております。我々は、食管法の根幹は守るべきだ、しかしながら、食管法においてはなお改善を要さなければならぬ事態にも來ていてるような状況だという認識に立っておりますので、その点について一言最後にお考えをお示しいただきたいと思います。

○加藤国務大臣 食管法の基本、根幹は守りながら、集荷、販売、両方面において競争原理を導入し、全般を通じまして日本国農業の進展、発展のために尽くすように運営してまいりたいと考えておりますところがございます。

○神田委員 終わります。

○保利委員長代理 山原健二郎君。

○山原委員 食管法一部改正法案について最初に質問いたします。

麦類の需要と生産の長期見通しについて伺いたいのですが、昭和五十五年の農政審答申で「農作物の需要と生産の長期見通し」が出されまして、需要、生産あるいは自給率等の見通しが数字で示されました。ところが、昨年十一月に出されました農政審答申「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」では、「主要品目の需給見通し」が付されておりますが、そこでは具体的な数字に基づく見通しは出されておりません。先日の参考人による意見陳述の中でも、全中の常務理事の松本さんから、中長期の需要見通しに基づく生産の基本方向を明示していただきたいとの要望が出されておりますが、一年に一度の作であり、比較的長期にわたる生産の基本方向というものが明示されないと安心して生産に携わることができないという理由によるものでございまして、至極当然の意見であ

ろうと拝聴したわけでございます。どうして数字による見通しが示されないのか、私はこれは示すべきだと思いますが、この点についてまずお答えをいただきたいのです。

○農政府委員 ただいま御指摘ございましたように、現在私ども、昭和六十五年の見通しを農業基本法に基づく長期見通しとして持つておるわけでございます。これにつきましては、先般の農政審議会の報告の中におきましたも論議になりまして、その六十五年見通しのフォローアップが行われたわけでございます。それで、そのフォローワーアップの中におきましては、「一九九〇年代の食生活あるいは農業生産がどう見通されるのかといつた検討が行われたわけでございます。その検討結果が農政審報告の最後の方に示されておりまして、これは定性的な見通し、数量ではございませんで、これから需要並びに供給がどういうふうにいくかといった状況を文章で描いておる、こういうことでございます。

実は、そういうことになりましたについては、農政審の検討の中にもいろいろ論議がございました、まず、農政審報告を受けて本年度から水田農業確立対策が発足しておりますけれども、これも今後の日本農業のあり方にとりましては非常に大きなかかわりを持つ事業でございます。これがどういう帰趨になるか慎重に見きわめる必要がある、こういう意見もございました。また、特に生産の見通しにつきましては、生産性向上がおくれていてる品目については今後の生産性向上の努力にかかるつていてるという面も大きいわけでございます。また、今後、当面の価格政策の見直しといつたものがどういうふうに関係してくるかということもございまして、そういう当面解決を要する要因も多いということで、その際は大まかな需給の方向だけを示す見通しになつておるわけでございまして。

私がとしても、こういった農政審での検討の経緯を踏まえまして、現段階で農業基本法に基づく数字をあらわします長期見通しというものは策定することはいたしませんで、なほ今後若干時間かけて検討していただきたいと考えているところでございます。

○山原委員 数字による明示がなされていない理由というのは、少しわかりにくいのですけれども、説明をいたいたわけですが、五十五年の農政審答申では人口増による需要増に触れております。例えば「人口増が總需要量に与える影響は、基準年に比べて約一割の増と見込まれる。」と明記し、まずはそのことさえ触れておりません。この答申では基準年を昭和五十九年とし、見通し対象年次を昭和七十年に置いているわけですが、人口は五十九年に一億二千二十三万人、七十年の推定が一億三千七百五十六万人で、約六・一%の増となると推定されております。そうしますと、麦類についての国民一人当たりの消費量は全体として横ばいであるという見通しでございますから、人口増による影響等にも触れてどの程度の需要増となるか数字が示せるはずだと思いますが、この人口との関係においてはどのような論議がされているのでしょうか。

○農政府委員 これは麦類には限りませんで、全体を通しての問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、六十五年見通しのフォローアップという形で一九九〇年代の姿を定性的に描いたという性格でございまして、人口の影響あるいは需給の動向等を数量的に検討したものではないわけでございまして、そういう関係で麦についても、数字について需要、供給、生産、そういったものを明確に示してはおらないものでございます。

○山原委員 ちょっとわかりにくいのですが、時間の関係がありますので、米の自給率についてですが、需要の見通しについて数字で示すのは比較的容易なはずだと思いまして。問題は、国内生産量の見通し及びそれからはじき出される自給率の見通しをどう立てるか。この見通しを立てるには何らかの政策的判断に立脚

しなければならないと思います。例えば五十五年農政審答申の見通しの中で、米の自給率について昭和六十五年度においても一〇〇%という見通しを立てているわけですね。これは米はすべて国内産米で賄う、輸入は考えていないとの政策的判断に基づくと見られるわけでございます。昨年の農政審答申の見通しではこの数字が示されておりません。さすがに米については「需要に見合った生産を見込む」と書かれております。この意味は見通し対象年次である昭和七十年の時点においても、米の場合は一〇〇%国内生産で賄うというのが農政審答申としての政策的判断であると理解しているのではないかと思いますが、この点はいかがですか。

○農政府委員 ただいま先生御指摘のように、米について今回のフォローアップの中で具体的な需給量あるいはその生産等につきまして数字で年次を定めてこれを示すことはいたしておりませんが、これは先ほど申し上げましたように、米に限らず全体の品目についてそういうフォローアップになつておるわけでございます。

ただ米につきましてこの需給見通しで書かれておりますのは、「米の一人当たり消費量は引き続き減少する」とみられる。一方「生産は規模の拡大等によるコストダウンを図りつつ、生産者団体等の自主的取組みを中心として需要に見合った生産を見込む。」こういうことで「水稻の要調整面積は、今後のかい廢の動向等にもよるが、大きく増加すると見込まれる。」という記述でございまして、要するに米については需要に見合った計画生産を行つていくことになつておるわけでございまして。

国内で必要とする量については国内でこれを供給するという基本的な考え方がここに示されています。国内で必要とする量については国内でこれを供給するわけですが、これまでの基本的なラインがその点で踏襲されておるものでございまして。

○山原委員 要するに数字で自給率一〇〇%と書かれておれば大変明瞭でございますけれども、これがその点で踏襲されておるものでございまして。

表現になりますと解釈に幅が出てくる可能性があるわけですが、今の御答弁によると、米について自給率一〇〇%という意味だと解釈してよろしいわけですね。

○農政府委員 需要に対しては国内生産で対応する、国内で自給を図るという考え方方が示されておるものでございまして、私どももそのような考え方でございます。

○山原委員 麦の場合、自給率はどの程度引き上げるかという問題ですが、麦の国内生産量及び自給率について昭和五十五年の農政審答申の見通しによりますと、小麦について見ると、申し上げる必要もないと思いますが、国内生産量が三十七万トンから昭和六十五年には百二十二万トン、自給率は6%から19%、それぞれ三倍強の増大となる見通しを立てているわけです。

ところが、昨年の農政審答申の見通しでは、「生産量は増加すると見込まれる」とあるだけでございまして、どの程度生産量と自給率を高める見通しなのかはつきりいたしません。この点についてお聞きしたいのですが、全国町村会は、昭和六十三年度政府予算編成策に關して取りまとめた要望の中にこう指摘しております。「転作面積が前年度に比べ三割近く増加していることに伴い、いざれの地域においても転作作物の選定は苦慮しているところであり、目標面積の達成は容易ならざる状況にあることは否めないところである。そこで、国は過剰と過小が二極分化を起こしつつある我が國の農産物需給構造を踏まえ、過小なものについての生産拡大については勇断を持って取り組むべきであり、このため過小な作目については積極的に自給率の向上を図るべき農産物の需給と生産の長期見通しを早急に策定し、明示すべきことを強く要望する。」こういう強い要望は、裏を返せば、昨年の農政審答申が明確な見通しを示さなかつたことに対する強い不満と受けとめるべきだと思ふのでございます。この要望に沿って、麦についても、生産拡大については勇断を持つて取り組み、積極的に自給率の向上を図るべく具体的

な見通しを策定すべきであると考えるのでござりますが、この点についてのお考えを伺いたいのです。

○浜口政府委員 麦の自給率の問題でございますが、これはただいま先生が御指摘のとおりでございまして、昭和五十五年に公表された「農産物の需要と生産の長期見通し」の中におきましては、

目標年次であります昭和六十五年におきまして、小麦について一九%、大・裸麦については一七%、結果論でございますが、両方合わせまして一八%

と見通しているところでございます。これにつきましては、先ほどのお話をもございましたように、水田農業確立対策の発足に関連いたしまして、麦の振興という問題につきましては、

重要性が高まっていると我々は考えておりますが、四十八年に小麦で4%、大・裸麦で10%まで低下したという問題でございますが、四十八年度以降この国内生産が増加に転化しているわけでござります。六十年度については小麦一四%、大・裸麦一五%まで回復しております。この問題につきましては、さらに昨日おきました、転作等々を

七〇%でございますから、そういう意味でこれら努力をされることだと思います。

○山原委員 現在八十八万トン、達成率としては七〇%でございますから、そういう意味でこれら努力をされることだと思います。

次に、麦の品質改良の策策についてお伺いした

うです。試験研究の充実の問題です。

麦の生産拡大を図る上で品質改善が非常に重要な性を持つていて、この前の当委員会における参考人の意見陳述をお聞きしました

が、四人全員が強調されておられました。その意味ではお互いの認識は同じだと思います。我が国

の農業の生産性向上を強調する政府の立場からいましても、そのための生産技術の改良、開発の重要性は強調してもらおることはないとと思うわけでございます。この点で国が果たすべき役割について非常に大きなものがあると思います。この点での認識を伺いたいのです。これが一つです。

同時に、当然のことながら、国の試験研究機関において予算上、体制上の制約で十分な試験研究ができないというようなことがあってはならない試験研究機関の充実がよいよ求められています。試験研究機関の充実がよいよ求められていますが、この点においてはどのようにお考えでしょうか。

○山原委員 要するに何をつくつていいのかといふ農民の苦境に対し誠実にこたえる必要がありまし、その態度が大事だと思いますが、今のお答えによりますと、当面五十五年に出しました見

通しである昭和六十五年度の小麦の国内生産量百二十二万トンを実現するために取り組むというお答えであつたと思いますが、その点確認してよろしいですか。

○浜口政府委員 具体的な先生御指摘の長期見通しといものが六十五年見通しという形で掲げておりますが、その後農政審のレビューという問題もござりますが、私ども現状に持っております五十五年見通しにつきましては、これまでの生産対策といったようなものもこの線に沿いつつ達成率を向上してまいたわけでございます。私どもといたしましては、この長期見通しのもと、さらに先ほどの農政審の報告の精神、そういったようなものをあわせて実施をしてみたいというふうに考へるものがござります。

それから体制の問題でございますが、従来の麦の育種研究室といいますか、直接的に育種の研究をやっている研究室というのも国にかなりあるわけでございますけれども、これからだんだん育種のスピードを早くしていかなければいけない、あるいは遺伝資源を各国に求めて、そいつたものを交配して麦の品種がつくられるようなものならいんすけれども、そうではなくて、バイオテクを利用して日本の麦の品種の中に何か特性を入れた育種工学というような研究面というのも大変大事でございますが、そういう場合には品種研究室といいうような、いわゆる品種をすぐつくるという応用的な研究室だけではなくて、やはりその基礎にあります育種工学というような研究面というのも大変大事でございますので、そういう形での研究室を地域農試にふやしてきております。

また、御指摘がございました品質問題というのはなかなか難しうございまして、うどんならうどんにして消費者の方が召し上がるに至るまでの間に育種者というのは先取りをしていかなければいけないわけでございまして、わずかな交配をいたしまして、その結果がどういったものも最近いろいろなところに拡充をいたしております。現在、六十三年度の組織改定に向かって省内で検討いたしておりますけれども、そういう検討の方向としても、今申し上げましたような

育種の根っこになるバイオテクの研究室、あるいは育種の中でも大事な品質面をきっちりとしていくための研究というようなことに重点を置いて検討しているところでございまます。

○山原委員 試験研究機関の再編問題が起つておられますね。その点で私は心配をしておるわけでですが、現在總理が議長である科学技術会議において試験研究機関のあり方にに関する答申の取りまとめが進められております。近いうちに答申されると聞いているわけですが、十三号答申というのがある八月二十八日ですが発表の予定ということです。

います。これは第二臨時答申や昭和六十年七月の行革審答申の試験研究機関の見直し提言を受けたもので、端的に言つて試験研究機関のスクランブルアップ・アンド・ビルト方策が打ち出されているわけでございます。

そこで、第二臨調や行革審の答申の基調からしまして、農業関係の試験研究機関はスクラップの方向での再編ということになるのではないかといふ

う危惧の念を持つております。私は科学技術の委員会にしばらくおつたのでございますが、農林省関係の研究者からもいろいろ要請をお聞きしたことがあるわけでござりますけれども、農業生産性

の向上のための技術研究開発はいよいよ重要性を増してきているときでございます。生産者の要望や研究者の意向が無視されるような試験研究機関の再編などはなされてはならないのは当然のことでございます。そういうことは絶対にやらせない、再編に当たっては農業関係者や研究者の意向を十分に踏まえてやる、こういう点について御見解を伺いたいのですが、この点について農林水産大臣、何かお考えがございますでしょうか。

○畠中政府委員 ただいまの十三号の諮問のお話

るところによりりますれば、いわゆる民間の研究機関あるいは県の研究機関、そういった国以外の研究所というのもかなり充実をしてまいりました

ので、そういうものと国の研究機関との関係をどういうふうにするか、あるいは国との試験研究をやつておられる方を活性化していくためにはどういうふうにしたらいいかというようなことが中心に議論をされておりまして、特に国がやるべき分担として基礎的、先導的な研究、あるいはそういういろいろな研究が民間でも進んでまいつておりますので、産学者の連携をどういうふうにしていくかとか、もっと国際協力をやるべきではないか、そういうような内容のものが今検討されておるといふふうに聞いております。

私どもとしては、毎年かなりいろいろな形で試験研究機関の再編等もやつてまいっておりますけれども、それはいずれも農林水産業の発展ということのためにどういう形の試験研究の組織をつくつたらいいかという観点から検討して実行してきたものでございまして、それはただ単に農林関係の試験研究を縮小するというようなことではなくて、新しく研究を発展させなければいけない領域にはそちらの方に研究勢力を振り向ける、全体として大いにふやすというわけにはなかなかまいまらない情勢でござりますけれども、そういった新しい分野に大いに振り向けて、農林水産業の発展のために試験研究のいい結果が出るようにといふうな観点で検討しているわけでございます。

○山原委員 ややもするとこういう試験研究機関に対しては、いろいろ理屈はつけるのですけれども、やはり縮小の方に向かっている。これは行革の考え方がそうですからね。その中で農林水産などというものに対するしわ寄せというのは当然考えられるわけでございまして、その点についてはやはり断固として生産者あるいは研究者の立場を貫くという姿勢を農水省としてお持ちいただくよう特に要請をしておきたいと思うのです。

次に、この品質改良に関連しまして穂発芽対策の問題でございますが、多雨多湿という日本の気候風土のもとで、現時点では麦の生産においてさまざまな困難が伴っています。その一つが穂発芽という問題でございます。麦の刈り取り時期に雨

が三日続くと穂発芽が発生してしまうとも言われていますが、ことしも北海道などで一部発生していると聞いております。この点について政府としても実情を調査し、農業灾害として特例措置をとつてもらいたいという希望も出ておることをお聞きしているわけですが、この点について農水省としてどういう態度をとられようとしておるか、伺っておきたいのです。

すが、現在私ども農業共済の関係団体から報告を受けておりますが、北海道におきましてちょうど収穫期に当たります八月上旬の降雨によりまして比較的広域にわたって穂芽の被害が発生しているというふうに聞いておるわけでございます。現在、関係団体におきまして被害の地域的な広がり

なり被害の深さ等につきまして調査をいたしておりところでございます。

おり農業共済制度というものは原型は収穫収量保険でございます。さはさりながら、こういう雑発芽の発生によりまして麦の品質低下が招来されるわざでござりますので、この種の品質低下につきま

してはこれを必要に応じまして一つの損害評価に置きかえるということをやつておりますので、その損害評価に置きかえた分を收穫量から減ずるという形で共済金の支払いについて適正を期しておる

わけでございます。私どもこの扱いを損害評価の特例措置、こう言つておりますが、今回の北海道の震災につきましても、この損害評価の特例措置

につきまして適切を期してまいりたい、こう考えておるところでございます。

いて広がりつつあるという認識をされておることと、もう一つは、やはり前向きの姿勢で取り組むというお考えだと思いますが、そう理解してよろしいですね。——わかりました。

本法案の審議に当たりまして、私の党の藤田議員が、北道の麦作地帯の実情の調査に参りましたが、そこでこういう訴えを受けたことを聞いたわけです。その方が言うのには、三十ヘクタールという大規模経営で麦を生産しており、その生産量は三千人分の食糧に当たる、けれども、それに從事する七人の家族が食べていけない、こんなばかな話があるだらうか、こういうお話を承つて帰つてこられてはいるわけですが、この点について大臣よく御承知だと思ひますが、この現実の話を理解しておられるでしょうか。

○加藤国務大臣 私も北海道の農業を随分勉強いたしておるつもりでございますが、食べていけないと言われた現状ということなんでしょうか、どういう現状と理解しておるかという御質問なのでしょうか、ちょっと御趣旨がよくわからぬものでござりますから……。

○山原委員 私は簡単に言いましたのでおわかりにくいかかもしれません、これは現実に聞いてきた声なんですね。私自身も、お会いして聞いたわけではありませんのでその認識は直接的なものではあります。でも、生産性の向上、そのための農業経営規模の拡大、これが政府が繰り返しておられる強調点でござります。その理想に近い大規模農業の担い手が、紹介した話のような現実に置かれているとするならば、これは重大な問題だと思うのです。

農水省が行つた「中核農家の意識とニーズに関する調査」、これはきのうですか日経新聞に出でるわけでござりますが、この結果によつてもこの問題点が浮き彫りになつてゐると思います。これによりますと、十年後の農業の担い手について主に専業農家と答えた人が二四・一%だったのに對し、主に兼業農家と答えた人が三〇%を上回るという結果になつてゐるのでございまして、昨日、二十四日の日経の記事によれば、「同省は」農水省ですね。「専業農家を担い手として描いていたので、ショッキングな結果だ」これは構造改

善局の談だと思いますが、こういうふうに新聞は報じております。また、経営規模を拡大する上での障害については、農産物価格の不安定がトップで二二・一%も出ている。価格引き下げによる打撃は專業農家ほど深刻なのは当然でございます。農業以外の収入に頼るわけにはいかないわけですから。

そういう点から考えますと、経営を大規模にしてつくつた農産物の価格が生産費と真っ当な所得さえ償えないものなら、だれが好んで規模拡大に取り組みますでしょうか。そういう点から考えまして、生産性向上のかけ声のもとでの低価格政策の採用が、実は農業生産性向上の扱い手として期待される中核專業農家の営農意欲さえ失わせる危険を伴っている、このことを直視すべきだとは思うのでございます。したがつて、麦価を算定するに当たっては、農家の生産費と所得を正しく補償することが基本に据わらなければならないと思うのでございますが、今私が申し上げた例は別にしまして、そういう声があるということをお伝えしておきたいと思います。農家の生産費と所得を正しく補償することが麦価算定の基本に据わらなければならぬと思うのですが、これはお答えできると思いますが、これはどうお考えですか。

○後藤政府委員 御提案申し上げております改正法案でパリティ方式を廃止する内容といたしてお算定の場合の参酌事項としてどういうものを考へるかということで、ただいまお尋ねの中にもございましたように、やはり麦の生産費その他の生産条件ということですまず第一に生産コスト、生産費というものが一つの手がかりになるだろうということで、参酌事項の第一に挙げておるところでございます。

ただ、何分にも米に比べますと麦作の場合には生産の構造といいますか、それが同質的では必ずしもございません。田麦と畠麦、また都府県と北海道というようなところでかなり作付規模も違つ

てまいりますし、それから経営形態で見ましても、裏作物ないし輪作物という位置づけでございまして、米のような意味での主義經營というよ

うものは考えにくいということがございますので、米のようないくいとこども、米価審議会の小委員会で算定方式を御検討いたくことにならうかといふうに思つております。法律の条文からもお察しをいただけますように、当然生産費といふものにかなり着目をした算定方式の議論になりましたかと思つておりますが、今お話をございました生産費と所得を補償するということで、もし米価算定方式におきます生産費及び所得補償方式というようなものをお考へであるといたしますと、今申し上げましたような裏作物、輪作物といふような性格、作付規模なり経営形態が非常に多岐であり、また主業農家というような位置づけが米のよくな意味でしにくいというようなことがございますので、米価と同じような意味での所得補償というような考え方は、麦の場合はとりにくいけれど、この漁業関係者の強い要求に対しても農水省としてどういう御決意を持つておるか。

○山原委員 最後に、委員長のお許しをいただきまして、緊急な問題でござりますから一問だけお伺いしますが、日韓漁業問題です。

きょう新聞を見ますと緊急集会が開かれておりましたし、また我が党の藤田議員が先日長崎を訪れたときに、長崎市の茂木町の茂木漁協の組合長からいろいろの要請をいたしております。それは韓國漁船による不法操業に対しまして強烈な怒ります。しかし、二百海里法の適用が難しいとして四十海里、五十海里の漁業資源管理水域設定という妥協案をとり、さらにそれも難しいとなると、一昨日の日経新聞によりますと、日韓漁業協定の改正は先送りして、当面韓国側監視船に日本のオブザーバーを搭乗させて日本周辺水域での韓国漁船の操業を監視するという内容の妥協案を提示する考えだとも報じておるのですが、この点の真偽はいかがでしょうか。同時に、報じられてるようなことが事実ならば、問題の根本的解決はまさにたなざらしになると危惧を持たざるを得ません。こうした無原則的な妥協はすべきでないことを要求いたしまして、大臣の決断をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

どなたでも結構ですが、最後に大臣に一言お答えいただきたいと思います。

○佐竹政府委員 確かに二百海里制度の全面適用が問題解決の根本的な方策であることは事実でござりますけれども、他面、日本側がこれを一方的に施行するためには日韓漁業協定を破棄しなければならないという問題があるわけでござります。これは、いろいろ問題点があるにせよ、二十年間

に接する日本沿岸漁業は立ち行かなくなり、資源はますます枯渇してしまいますが、そういう意味で大変な問題です。政府としてもこの問題の打開のために断固たる対策をお考へのことと思います。

韓国船の操業問題は九州沖だけでなく、山陰沖、北海道沖でも重大な問題となつてゐるわけですが、結局この問題の抜本的解決のためには、日韓間も含めた二百海里全面適用が避けて通れない課題となつておると思ひます。本日もそのためには全漁連主催の緊急集会が開かれておるわけですが、その中心スローガン、要求も、まさにこの二百海里全面適用の早期実現といふところにあるわけです。この漁業関係者の強い要求に対しても農水省としてどういう御決意を持つておるか。

一方、十月三十日に現在の自主規制措置が切れます。ただし、私どもとしては、最近小限北海道周辺海域における国内操業秩序の遵守、それから山陰沖、九州沖における国内漁業秩序、特に今 日韓漁業協定では相互に守る義務を

法律的には負つていないことになつております。一方、十月三十日に現在の自主規制措置が切れます。ただし、私どもとしては、最近小限北海道周辺海域における国内操業秩序の遵守、それから山陰沖、九州沖における国内漁業秩序、特に今 日韓漁業協定では相互に守る義務を

法律的には負つていないことになつております。十年以降に新しく設定されました漁業秩序を韓国側に守らせること、第三点といたしましては、最近特に船名隠べい船があえておるわけでございまして、これでは現在の旗國主義をうまく活用づけられる前提条件がないわけでござりますので、これに對して取り締まり権の確立のための何らかの方策を講じて、これが現在の旗國主義をうまく活用づけられる方法を検討しておるわけでござります。そこで、これは新しく設定された漁業秩序を韓国側に守らせること、第三点といたしましては、最近特に船名隠べい船があえておるわけでございまして、これでは現在の旗國主義をうまく活用づけられる前提条件がないわけでござりますので、これに對して取り締まり権の確立のための何らかの方策を講じて、これが現在の旗國主義をうまく活用づけられる方法を検討しておるわけでござります。そこで、これは新しく設定された漁業秩序を韓国側に守らせること、第三点といたしましては、最近特に船名隠べい船があえておるわけでございまして、これでは現在の旗國主義をうまく活用づけられる前提条件がないわけでござりますので、これに對して取り締まり権の確立のための何らかの方策を講じて、これが現在の旗國主義をうまく活用づけられる方法を検討しておるわけでござります。

○加藤國務大臣 山原委員御認識のとおり、この日韓間における問題解決のアプローチには大きな相違があります。そして、その解決は非常に困難が予想されておるところでござります。しかしながら、両国の認識として、今長官がお答えしましたような問題で何とかしなくてはならないという点における認識はだんだん近づいておるのでないかと思っております。したがいまして、基本的な問題は今後とも協議を続けていく一方、当面の問題につきましては、十月末までの問題解決をを目指して全力を挙げて取り組んでまいる決意でござります。

○山原委員 終わります。

○玉沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○玉沢委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。辻一彦君。

○辻一彦君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、食糧管理法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行うものであります。

最近の我が国農業、農村は内外ともにまことに厳しい状況に直面しております。すなわち、内にあつては厳しい減反と相まって農産物価格が低迷し、加えて円高等に起因する雇用条件の悪化等により農家経済はかつてない不安定な状態に置かれております。また、外にあつては、米を初めとする農産物の市場開放要求が激化し、農家は農業の将来に対し強い不安を抱いているのが実情であります。

こうした中で、政府は、今後の農政の進め方にについて、農政審の報告等に沿つて、国際化に対応した農業体質の強化を図ることを主眼とする施策を積極的に推進すると表明しております。しかし、その内容は、農産物価格の内外格差の縮小を図るための農業保護政策の大幅な見直しであり、言いかえれば、構造政策の推進に名をかりた価格政策からの後退にほかならないものであります。

近年、各種農産物価格は抑制的に決定されましたが、本年に入り、米価を初め麦価、乳価等の大額な引き下げが行われ、これが農家及び農村の疲弊に一層の拍車をかけておりますことは御承知のおりであります。

構造政策は長い期間を要する地道な政策課題であり、この間性急に価格の引き下げを強行することとは農業、農村の健全な発展にとって、なかなかうまく中核農家の育成等にとつても決して好ましい施策でないことは明白であります。また、現在政府が国政の最重要課題として取り組んでいる内需の拡大につきましても、農村における購買力の付与は大きな課題の一つであります、そのための農産物価

格の安定と、これにより農家の所得確保を図ることが何よりも重要なことであります。

次に、今回の食管法改正は、端的に言えば価格引き下げのための一連の措置であり、我々としては断じて賛成しがたいのです。

以下、反対の具体的理由を簡単に申し上げます。

第一点は、改正案による麦価の算定方式が必ずしも明確でないことがあります。このため、価格が懸念されるのであります。こうしたことは農家

の長期にわたる確固たる営農計画の樹立を阻害し、また減反政策の推進にも悪影響を及ぼすこと

は明白であります。

第二点は、生産性の向上を価格に反映させるこ

とを法改正の最重要課題としていることであります。生産性向上メリットの大部分を価格の引き下げ要素として反映させることは、農家の生産意欲を著しく阻害し、麦作の健全な発展にとって決して好ましい方法とは言えないであります。

第三点は、麦価算定方式の変更に伴う麦作振興の関連対策が確立されていないことがあります。

すなわち、政府は、今回の法改正に関連し、基盤整備の円滑な推進に必要な農家負担の軽減、ある

いは生産資材価格の引き下げ措置等について具体的な施策を明示する必要がありますが、質疑を通しては残念ながらこれら施策が必ずしも明確にされなかつたのであります。

これをもとに反対討論を終ります。

○玉沢委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、食糧管理法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

改正案は、パリティ方式は物価上昇に合わせて価格が上昇するため生産性向上が価格に反映しないとして、パリティ方式そのものを廃止し、一方、

麦の需給動向を価格算定の参考事項とし、さらに

生産性の向上と品質改善に資するよう配慮するなどいう、これは農政審報告に基づく価格政策、内外価格差正と財政負担の軽減を具体化したものであります。

そもそも現行のパリティ方式についても、昭和五十六年来、臨調行革の食管合理化攻撃が行われ中で、生産性向上分の調整を口実に、基本価格に織り込まれた奨励金部分を毎年削減し、価格を抑制、据え置きし、昨年、六十二年産は四・九%

の引き下げを行いました。このことに見られるように、再生産の確保を旨とするという規定があるにもかかわらず再生産を確保し得ず、生産費を償わない低価格押しつけの算定方式となっています。改定案は、価格算定に生産費を参考することとされていますが、米価の生産者所得補償方式とは根本的に異なり、この低価格押しつけのパリティ方式をさらに改悪したものであり、財界の空洞化攻撃のおどしのとて食管法を財界の意のままに改悪しようとするものであります。

さらに、水田農業確立対策は、水田再編対策における麦増産のため水田転作の重点作物とするという方針を転換し、麦を一般作物並みに格下げしましたが、この法改正による麦価算定の見直しは、これと連動して麦増産、自給率向上を放棄する役割を果たすものであり、強く反対するものです。

以上、日本共産党・革新共同の反対討論を終ります。

○玉沢委員長 この間に討論は終局いたしました。

○玉沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

一 麦の政府買入価格については、生産者の理解が得られる算定方式を確立することとともに、その算定に当たっては、従来の価格算定の継続、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が図られる価格を実現すること。

二 なお、生産性向上の反映については、農家の還元にも十分配慮して行うこと。

三 品質格差については、需要の動向と併せ、良品質麦の開発普及の実情等にも十分配慮し

とおり可決すべきものと決しました。

○玉沢委員長 この際、本案に対し、月原茂皓君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。前島秀行君。

○前島委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、食糧管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

麦は、畑作における合理的な輪作の基幹作物として、また、水田における重要な輪作及び裏作作物として農地の高度利用と農家の所得確保を図るうえで大きな役割を果たしている。

よって政府は、中長期展望の下に国内産麦の自給力の向上をめざした生産振興を図るとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、生産農家の経営安定に遺憾なきを期すべきである。

解が得られる算定方式を確立することとともに、その算定に当たっては、従来の価格算定の継続、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が図られる価格を実現すること。

なお、生産性向上の反映については、農家の還元にも十分配慮して行うこと。

三 品質格差については、需要の動向と併せ、良品質麦の開発普及の実情等にも十分配慮し

整備、農地流動化の促進、麦作集団の育成、機械化一貫作業体系の確立、栽培技術の改善等に必要な施策の拡充に努めること。

四　国内産麦の品質改善とこれによる需要の一層の拡大を図るため、加工適性に優れた早生・多収品種の開発普及に努めるとともに、地域の条件に即した良品質麦の作付け及び適切な栽培管理等に対する指導を強化すること。

五　麦の品質向上と流通の合理化を図るため、共同乾燥調製・ばら流通施設の整備等広域的な集出荷体制の確立を積極的に推進すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の経過等を通じて委員各位の御承知のことろと思いまして、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○玉沢委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

月原茂皓君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長　起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。加藤農林水産大臣。

○加藤国務大臣　ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○玉沢委員長　お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○玉沢委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○玉沢委員長　次回は、来る九月一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会するごととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

第一類第八号

農林水產委員會議錄第六号

昭和六十二年八月二十五日

昭和六十二年九月五日印刷

昭和六十二年九月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K